

第2次栃木県再犯防止推進計画



令和7(2025)年3月





犯罪をした者等の立ち直りを地域社会で見守り、再犯を防止することは、新たな被害者を生まない安全・安心な地域社会の実現につながります。

県では、令和2(2020)年2月に「栃木県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に向けた取組を進めて参りました。

この計画に基づき、犯罪をした者等が円滑に社会復帰するための支援連携体制を構築することに取り組んで参りましたが、犯罪をした者等の中には、貧困・障害・高齢等の要因が複合的に絡み合い、日常生活に困難を持ち、地域社会の理解が進まないこと等によって孤独・孤立に陥り、生きづ

らさを抱える者も依然として多くいます。

立ち直ろうとする本人の意志だけでは必要な支援にたどり着くことができず、再び罪を犯してしまう負の連鎖を断ち切るためには、これまでの施策を深化させるとともに、立ち直りに対する県民の一層の理解促進を図るなど、取組を更に強化する必要があります。

そこで、これまでの取組において明らかとなった課題を解消し、「誰一人取り残さない」包摂された地域社会を推進するため、このたび「第2次栃木県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

本計画では、目指す姿として、「自立更生者が立ち直り、地域社会の一員として共に歩むことのできる“とちぎ”」を掲げ、「生活環境の整備」、「更生意欲の醸成」、「サポート体制の充実」、「地域による包摂の推進に向けた理解促進」の4つの柱のもと、国・市町・支援団体等と一体となって各種施策に取り組んで参ります。

犯罪をした者等が孤立することなく立ち直り、地域のセーフティネットの中に包摂され、社会の一員として再出発できるよう、引き続き県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり御協力を賜りました栃木県再犯防止推進連携会議の構成員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和7(2025)年3月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 計画の対象者	3
第2章 計画策定の背景	4
1 犯罪認知件数	4
2 罪状別検挙者数	4
3 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率	5
4 出所受刑者の2年以内再入者数・再入率	5
5 市町再犯防止推進計画の策定状況	5
第3章 計画の基本的な考え方	6
1 計画の方向性	6
2 計画の体系	8
第4章 基本的な施策	9
1 生活環境の整備	9
(1) 就労支援	9
(2) 住居確保支援	16
(3) 保健医療・福祉による支援	19
(4) 学校等と連携した修学支援・非行の防止	24
(5) 犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等	28
2 更生意欲の醸成	31
(1) 犯罪被害者等の心情理解の促進	31
(2) 自立更生者・家族等への支援	32
3 サポート体制の充実	34
(1) 国・市町・民間協力者との連携	35
(2) 関係団体等との連携	35
(3) 協力者に対する表彰	36
4 地域による包摂の推進に向けた理解促進	37
(1) 関連分野との連携	37
(2) 広報・啓発活動	37

第5章 参考資料.....	40
■刑事司法手続の流れ（成人・少年）	40
■とちぎネットアンケート結果（令和6年1月～2月実施）〔一部抜粋〕	41
■再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）〔一部抜粋〕	45
■第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）〔概要〕	48
■栃木県再犯防止推進連携会議設置要領.....	49
■用語説明	51

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

犯罪のない、安全で安心な地域社会の実現のためには、犯罪や非行を未然に防止するとともに、犯罪をした者等が抱える課題等を解消することにより立ち直りを支援し、再び過ちを繰り返さないようにする再犯防止の取組が重要です。

平成28(2016)年12月14日に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が公布・施行され、再犯防止等に関する施策が総合的かつ計画的に推進されることとされました。県では、犯罪をした者等が真に更生するためには、立ち直りへの動機付け(更生意欲の醸成)、環境整備(生活環境の整備・サポート体制の構築)、孤立させないで見守り続ける社会(理解促進)が必要であるとの考えから、これらを施策の柱とする「栃木県再犯防止推進計画」(以下「第1次計画」という。)を令和2(2020)年2月に策定し、国・県・市町・民間協力団体等が一体となって各種施策に取り組んで参りました。

その結果、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰するための支援連携体制が構築されてきましたが、犯罪をした者等の中には、適切な支援につながることができず、再犯に至ってしまうというケースがあります。また、犯罪をした者等の更生に対する県民の理解は必ずしも十分とは言えません。

現状では、地域社会のセーフティネットからこぼれ落ちてしまう者をなくし、新たな被害者を生まない社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

国が令和5(2023)年3月17日に閣議決定した第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」が重点課題の一つに設定され、国と地方公共団体・民間協力者の連携を更に強化し、犯罪をした者等が地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していくことが改めて示され、併せて国・都道府県・市区町村の役割分担も明記されました。都道府県は、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めること、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる直接的な支援の実施に努めることとされています。

加えて、令和6(2024)年4月1日から施行された「孤独・孤立対策推進法」(令和5年法律第45号)に基づき国が作成することとされている「孤独・孤立対策重点計画」には、再犯防止の取組を通じた孤独・孤立対策施策が含ま

れており、県においても国や他の地方公共団体、当事者等への支援を行う者等との連携と協働に努めるものとされています。

これらの動きを踏まえ、第1次計画期間中に明らかとなった課題の解消を目指すとともに、国の第二次再犯防止推進計画等に定められた県の責務を踏まえ、「第2次栃木県再犯防止推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。
- (2) 令和2(2020)年2月に策定し、令和6(2024)年度で計画期間が満了する第1次計画の趣旨を引き継いだ第2次計画として位置付け、本県における再犯防止の推進に係る施策を明らかにするものです。
- (3) 孤独・孤立対策の推進の観点や他の人権に関わる計画との関係性を持ちながら、人と人とのつながりづくりに資する取組を進め、「誰一人取り残さない」包摂された地域社会の推進を目指します。
- (4) 本計画に基づく各種取組により、次の6つのSDGs（持続可能な開発目標）の実現に貢献します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

4 計画の対象者

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは非行少年であった者」とします。

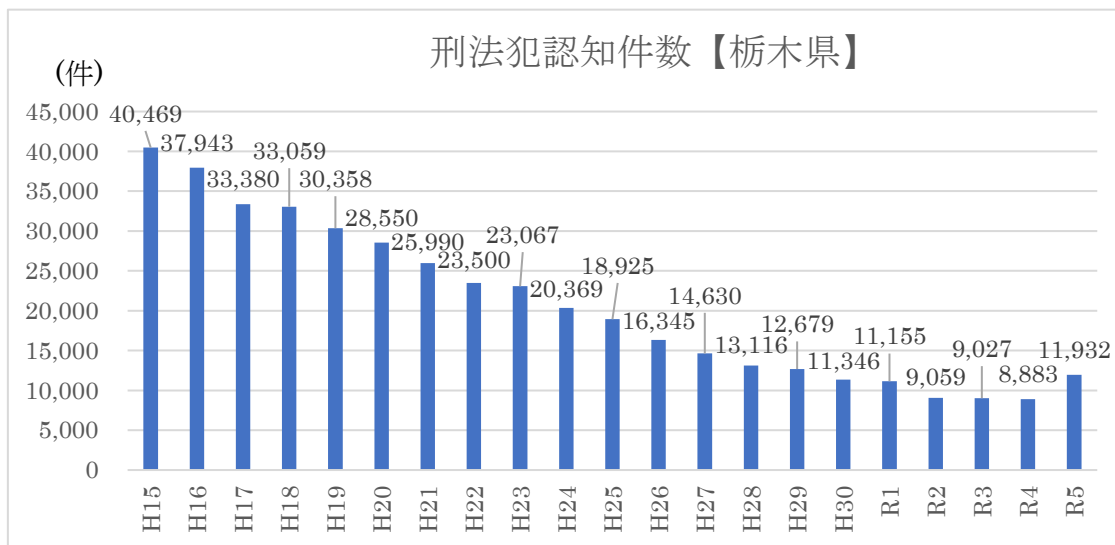
具体的には、矯正施設入所者や保護観察に付された者、罰金・科料を受けた者、起訴猶予者、刑の全部執行猶予者、満期釈放者等をいいます。

また、本計画では、対象者の呼称について、更生への前向きな思いを促すため、「自立更生者」とします。

第2章 計画策定の背景

1 犯罪認知件数

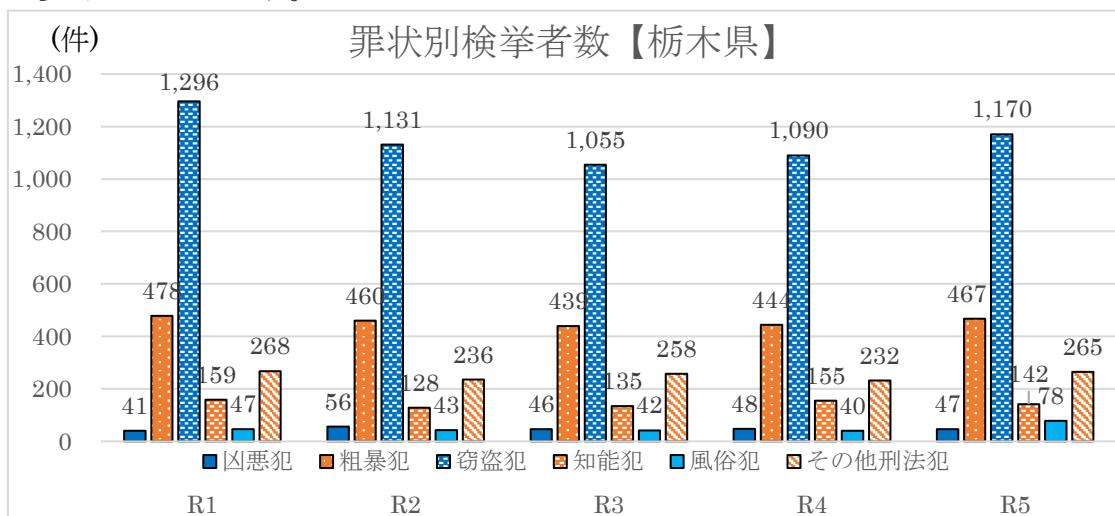
本県の刑法犯の認知件数は、平成 15(2003)年をピークに、令和 4(2022)年まで 19 年連続で減少していましたが、令和 5(2023)年は前年を 3,049 件上回り、20 年ぶりに増加しました。



〔データ提供：栃木県警察〕

2 罪状別検挙者数

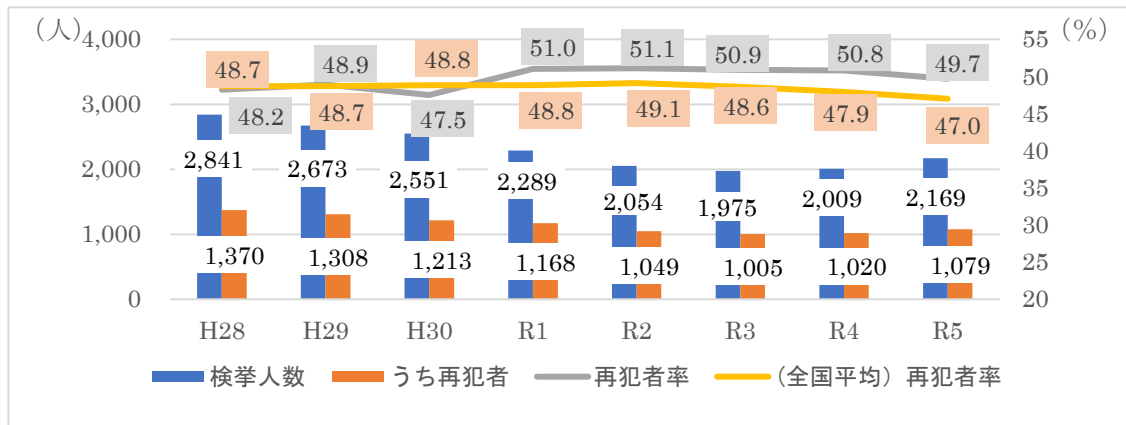
本県の検挙者を罪状別で見ると、窃盗犯が最も多く、次いで粗暴犯が多くなっています。



〔データ提供：栃木県警察〕

3 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

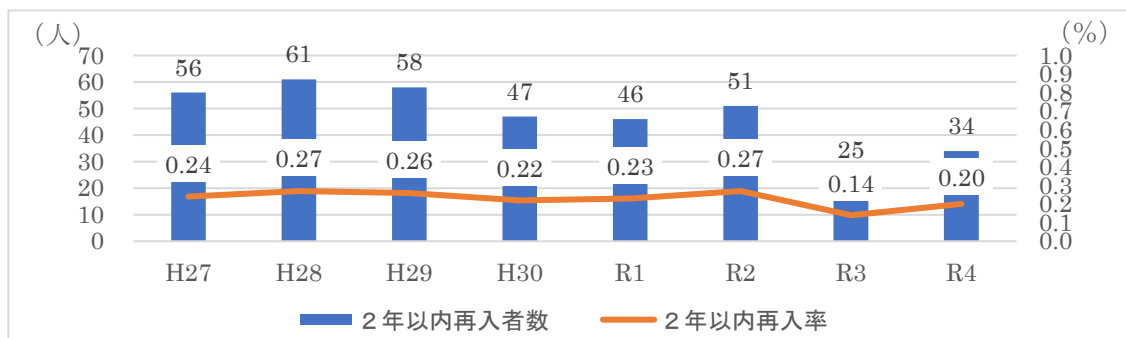
本県の再犯者率は5割前後で推移しています。



[データ提供：法務省]

4 出所受刑者の2年以内再入者数・再入率

本県の2年以内再入率は、概ね横ばいで推移しています。



[データ提供：法務省]

5 市町再犯防止推進計画の策定状況

県内市町の再犯防止計画策定状況を見てみると、25市町のうち、令和5(2023)年度末現在で、11市町が策定済みです。

令和元(2019)年度策定	宇都宮市
令和2(2020)年度	栃木市
令和3(2021)年度	さくら市、鹿沼市、下野市、野木町
令和4(2022)年度	那須烏山市
令和5(2023)年度	佐野市、大田原市、益子町、壬生町

[栃木県調べ]

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の方向性

自立更生者の中には、貧困、障害、疾病、高齢、依存症等の要因が複合的に絡み、立ち直ろうとする本人の意志だけでは地域社会で生活することが困難な人も多く、必要な支援にたどり着くことができずに犯罪を繰り返してしまうといったケースが後を絶ちません。

また、地域社会の理解が進まないこと等によって孤立に陥り、生きづらさを抱えて再び罪を犯してしまう人もいます。

このような負の連鎖を断ち切るため、第1次計画で構築された再犯防止にかかる支援連携体制を深化させるとともに、自立更生者の立ち直り支援に係る県民の一層の理解促進を図るなど、国・市町・支援団体等との密接な連携のもと、県の取組を更に強化する必要があります。

本計画では、自立更生者が孤立することなく立ち直り、地域のセーフティネットの中に包摂され、社会の一員として再出発が実現できるよう、目指す姿を「自立更生者が立ち直り、地域社会の一員として共に歩むことのできる“とちぎ”」とします。

《目指す姿》

**自立更生者が立ち直り、地域社会の一員として
共に歩むことのできる“とちぎ”**

本県の目指す姿の実現に向けて、本計画では2つの目標を設定します。

再び罪を犯すことにより、再犯者のみならず、新たな被害者が生まれることはあってはなりません。自立更生者が地域社会に受け入れられ、安定した生活を送ることができるようになれば、本人ひいては社会全体の安全安心につながります。

本計画では、自立更生者の立ち直りを支援することで、再犯を防ぎ、誰もが安全安心に暮らせる社会を目指すため、出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目標とします。

また、再犯防止を推進するためには、国・県・市町・関係団体が一体となって取組を進める必要があります。特に地域に根ざしたきめ細かな支援を進めるためには、基礎自治体である市町の役割が重要です。このため、再犯防止推進法では市町においても再犯防止計画の策定が努力義務となっているところです。すべての市町が各々の実情に合わせた再犯防止計画を策定の上、自立更生者が県内のどの市町に帰住しても等しく支援が受けられる体制の整備が望まれることから、本計画では全市町における再犯防止推進計画の策定を目標とします。県においては、市町における計画策定を積極的に支援します。

《目標》

- 出所受刑者の2年以内再入率※の低下
- 全市町における再犯防止推進計画の策定

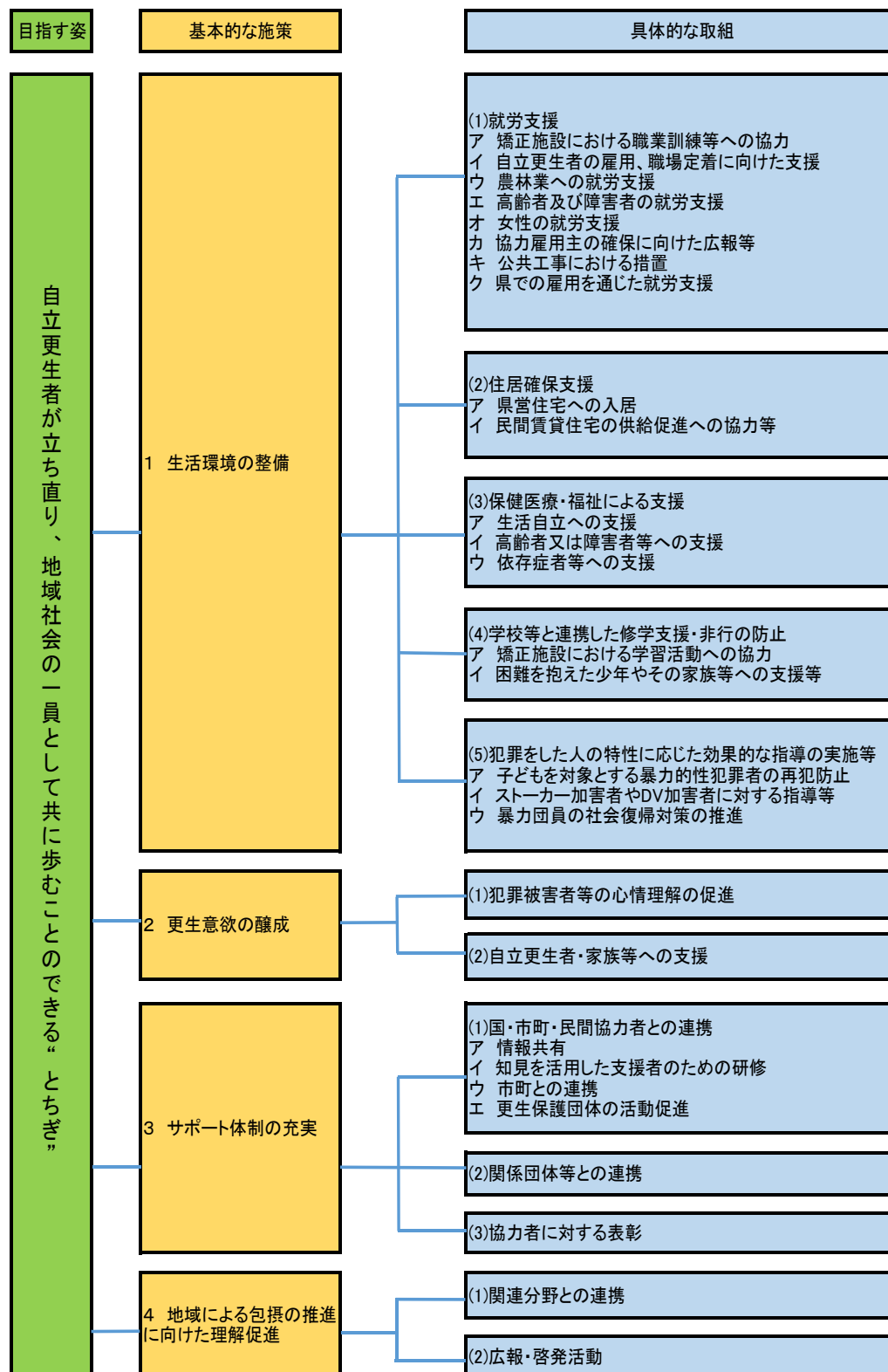
※ 該当年及び該当年の翌年の再入者数（再入所に係る犯行時の居住地が栃木県である者）
該当年の全出所受刑者数

さらに、本県の目指す姿を実現するためには、地域による包摂・孤独孤立防止を推進していくことが重要です。このため、次のとおり、重点的に取り組みます。

《重点的取組》

- 国・県・市町・関係団体間で、それぞれが持ち合わせる支援手段を融合して、サポート体制を充実させ、息の長い支援に取り組みます。
- 広報啓発活動を強化し、再犯防止活動に対する県民の理解促進を図ります。
- 子どもたちの規範意識の醸成や“立ち直り”への理解を深めるため、更生保護活動や非行防止をテーマとする教育機会を提供し、各層に広く関心を持ってもらえるような広報啓発活動を実施します。

2 計画の体系



第4章 基本的な施策

1 生活環境の整備

(1) 就労支援

《現状と課題》

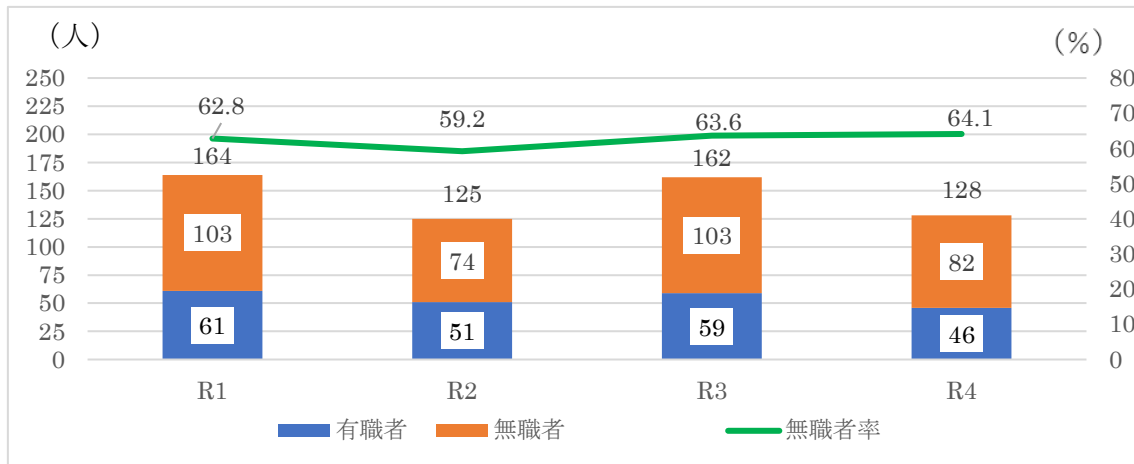
県内の刑事施設に再び入所した者（再入者）の就業状況を見てみると、無職である者の割合は約6割で推移しています。また、宇都宮保護観察所における保護観察終了者のうち、保護観察終了時に無職である者の数は3～4割となっています。さらに、県内の協力雇用主の数や雇用実態を見てみると、宇都宮保護観察所に登録している協力雇用主の数は450～500社であり、年間で見ると刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数は30～40社と横ばいであり、協力雇用主に雇用されている者の数も50～60人といずれも横ばいの状況です。

県では、宇都宮保護観察所、栃木労働局、各ハローワーク、栃木県就労支援事業者機構等とともに就労支援に取り組んできましたが、雇用された後に、コミュニケーション能力不足や自立更生に対する職場の理解不足から人間関係のトラブルで離職してしまう場合があります。また、障害を抱え福祉的就労と一般就労の狭間にあつて職場定着が難しい者がいる等の課題があり、不安定な就労が再犯の一因と考えられます。また、協力雇用主の業種は建設業及び製造業が多いことから、特に女性については選択の幅が限られています。

経済的困窮による再犯のリスクを抑えるためには、自立更生者の希望や適性に合う様々な業種や働き方ができる就労先を確保するとともに、職場への定着を支援することで経済基盤を安定させることが重要です。また、障害を抱える自立更生者については、就労意欲や障害の程度等に応じて福祉的就労から一般就労に至るまで、自立更生者の個々の適性に応じた就労先に適切につながることが必要となります。

県では、自立更生者に対する職業相談や職業紹介の充実に努めるほか、雇用の受け皿を広げるため、協力雇用主の確保に向けた広報啓発を推進します。

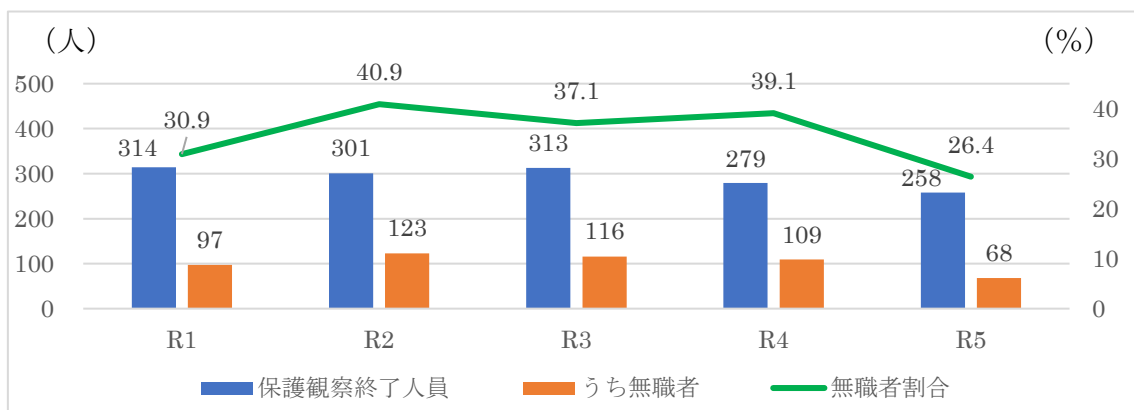
【刑事施設再入者の就業状況（犯罪時の居住地が栃木県である者）】



〔データ提供：東京矯正管区〕

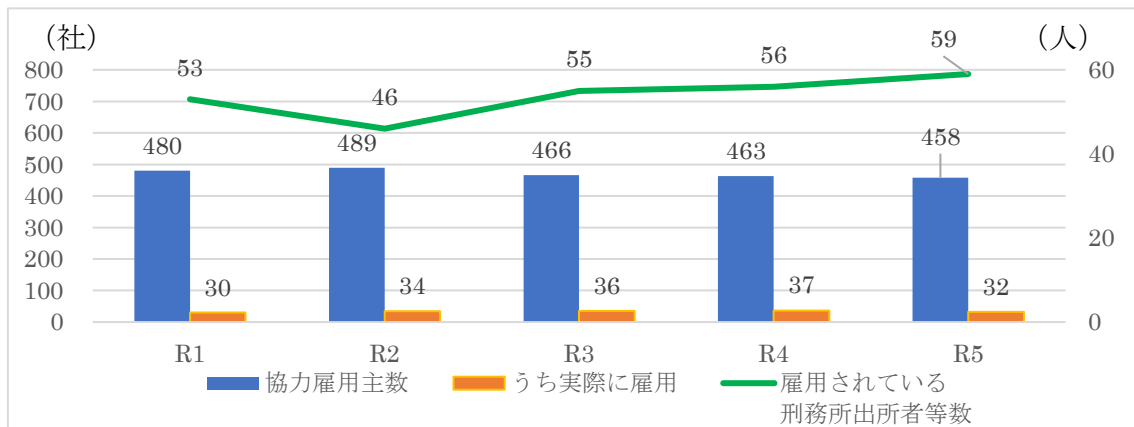
【宇都宮保護観察所の観察終了時の無職者数等】

※仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者（成人）



〔データ提供：法務省〕

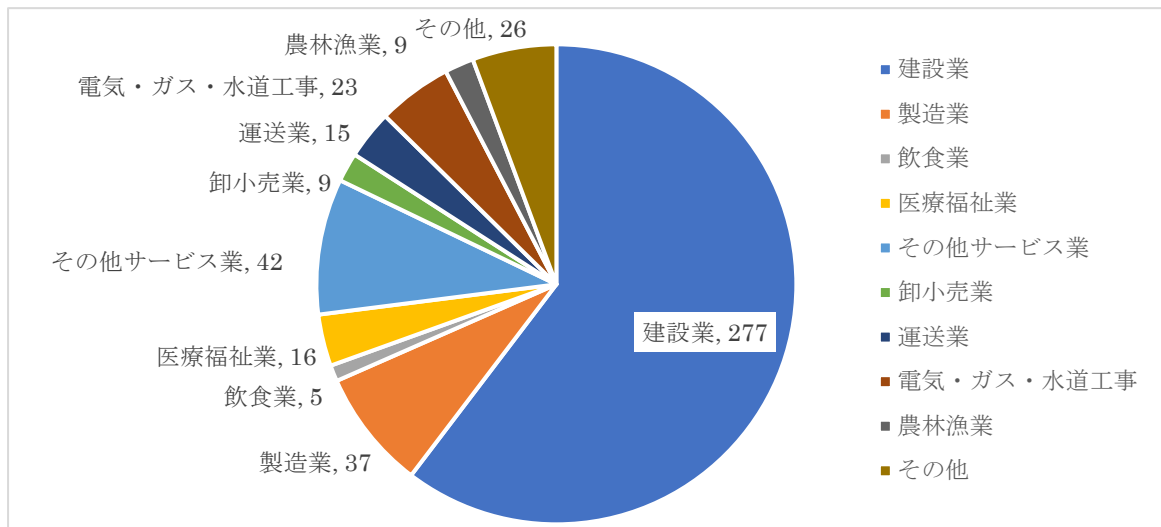
【宇都宮保護観察所に登録している協力雇用主数等】



〔データ提供：法務省〕

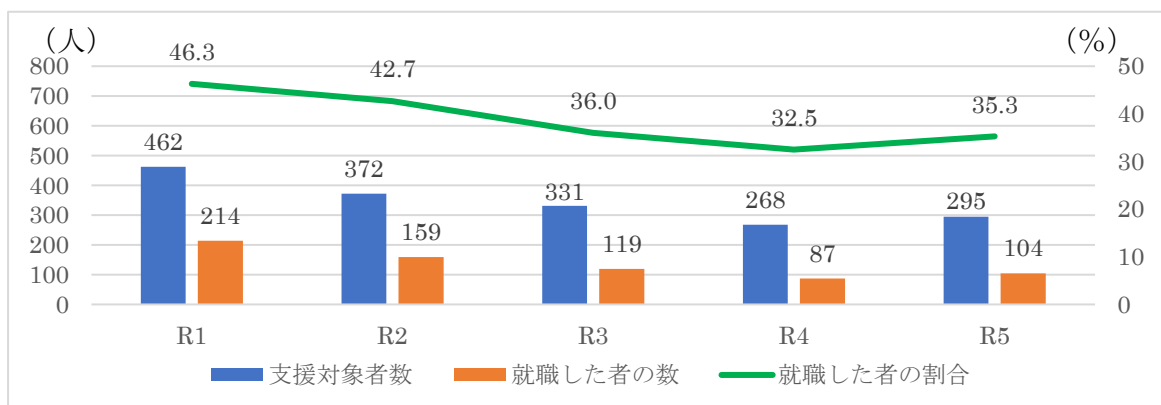
【宇都宮保護観察所に登録している協力雇用主の業種別円グラフ】

令和6(2024)年10月末現在



〔データ提供：宇都宮保護観察所〕

【就労支援対策の対象者のうち、就職した者とその割合（栃木県）】



〔データ提供：法務省〕

《具体的施策》

ア 矯正施設における職業訓練等への協力

- ・宇都宮保護観察所が主催する栃木県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び同推進協議会などを通じ情報交換を行い、県立産業技術専門校等の雇用に結びつく職業訓練に関する知見を生かし、必要に応じて雇用に結びつけるための具体的な支援を検討していきます。

イ 自立更生者の雇用、職場定着に向けた支援

- ・「とちぎジョブモール」では、若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある

方など、様々な求職者に対し、キャリアカウンセリング等により就労を支援します。また必要に応じて、ハローワークの専門援助部門やうつのみや法務少年支援センターにつなげます。

- ・ 県立産業技術専門校において、離転職者向け職業訓練や技術習得・資格取得のための在職者訓練を通じて、自立更生者の雇用、職場定着に向けた支援を行います。
- ・ 自立更生者や協力雇用主、自立更生者と共に働く従業員等からの相談やトラブルに対して、適切な相談支援機関を紹介します。

ウ 農林業への就労支援

(ア) 農業の就労支援

- ・ 自立更生者が農業就労を希望する場合は、就農希望者を対象とした研修を実施している「とちぎ農業未来塾」を紹介し、農業の研修や就農相談を行います。

(イ) 林業の就労支援

- ・ 栃木県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び同推進協議会などを通じて、国及び関係機関との連携を図ります。

エ 高齢者及び障害者の就労支援

- ・ 高齢の自立更生者については、就労意欲のある者が就業機会を確保できるよう、国及び関係機関との連携を図ります。
- ・ 障害のある自立更生者の就労については、栃木労働局と県が県内6圏域に設置した各障害者就業・生活支援センターにおいて障害者やその家族及び雇用事業主を支援します。

オ 女性の就労支援

- ・ とちぎ男女共同参画センターや栃木県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、女性のための就職相談を行います。
- ・ 女性の雇用に積極的な様々な業種の協力雇用主の開拓に向けて、宇都宮保護観察所や栃木県就労支援事業者機構と連携して広報を行います。

カ 協力雇用主の確保に向けた広報等

- ・ 宇都宮保護観察所や栃木県就労支援事業者機構と連携して、自立更生者の雇用や定着について、事業主や県民の理解を促進するための広報・啓発を行います。

キ 公共工事における措置

- ・建設工事の入札参加資格審査における技術評価点数の項目及び総合評価落札方式における価格以外の評価点について、協力雇用主への優遇措置を実施します。

ク 県での雇用を通じた就労支援

- ・宇都宮保護観察所及び栃木県保護司会連合会と締結した「保護観察対象者の就労支援に関する協定」に基づき、県庁での勤務経験が将来の就労につながるよう、保護観察対象者の臨時雇用を必要に応じて実施します。

《コラム①》

喜連川社会復帰促進センターの取組（喜連川社会復帰促進センター）

2007年10月に収容を開始した喜連川社会復帰促進センターは、全国に4箇所ある「社会復帰促進センター」のうち、収容定員1956名（うち女子74名）、敷地面積が東京ドーム9個分の最大の施設です。

当センターの特色は、一つめには「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、総務業務のほか、受刑者に対する職業訓練、教育、分類及び医療の業務の一部を民間事業者に委託し、民間の柔軟な視点を生かした処遇を行っていること、二つめには、元々男子刑務所でしたが、女子受刑者の収容を開始し、各種指導、職業訓練等、男女合同で実施が可能なものについては合同で実施していることです。

全国の矯正施設と同様、当センターにおいても、法務省と厚生労働省が連携する「刑務所出所者等総合的就労支援対策」に基づく就労支援を行っています。

当センターの就労支援には大きく分けて二つの段階があります。第一段階は全員を対象とした就労レディネスの醸成、第二段階は在所中の採用内定を希望する受刑者に対する求人事業者への応募支援です。

第一段階では、実際に出所者雇用を行っている事業者を招へいし、職業紹介、職業講話等を実施しています。加えて、特に重点的働きかけが必要な者に対しては、キャリアコンサルタント資格を持つ職員による就労相談、職業適性診断等を実施します。

第二段階では、在所中採用内定を希望する者を「就労支援対象者」に選定します。対象者に選定された者は、定期的に当センターに来所するハローワーク矢板の就労支援ナビゲーターによる職業相談、就労先紹介に係る面談を受けます。面談の結果、求人事業者と調整が整った者は、テレビ遠隔システム又は求人事業者が当センターへ直接来所して実施する採用面接を受け、採用内定へと至ります。

当センターでは毎年700名弱の者が出所し、その内150名程度が就労支援対象者に選定されていますが、対象者全員が在所中採用内定を得られていないことが課題となっています。在所中に採用内定を得るには、求職者が受刑者であることを求人事業者が承知する前提があ

るところ、多数の協力雇用主等から受刑者向け求人をいただいておりますが、丁度出所する時期に、出所後に居住する場所の通勤圏内にマッチする求人があるとは限らないということが隘路となっています。

就労は健全な社会生活の土台となるものですが、出所者については特に、長期間社会から切り離された出所直後の社会的脆弱状態のとき、脆弱性をカバーする就労先の有無がその後の社会定着に大きく影響します。出所から就労まで時間が空けば空くほど社会生活の不安定さは増し、その結果、再犯に陥る可能性が高くなってしまいます。

当センターにおいては、再犯防止に向け、今後も社会の御理解と御協力を賜りながら、受刑者の就労支援に尽力していきます。

《コラム②》

女性の就労支援に対する取組（栃木刑務所）

受刑者の釈放後の就労をあらかじめ確保させることは、釈放後の生活基盤を確立するとともに、その再犯を防止し、円滑な社会復帰及び改善更生を図る上で極めて重要です。そのため、栃木刑務所では、出所後を見据えた生活設計と変化に対応できる思考を創るために、対象受刑者の情報、経験を増やし、再犯をしない人生づくりをサポートしています。

当所は、女性のみを収容している施設です。

女性は、家族やパートナーの都合で住む場所や生活スタイルに変化が起こりやすいため、どんなに環境が変わってもブレない自分を創ることが大切です。そのため就労支援では、出所後の生活に必要な一つとして仕事を位置付け、自分の興味や適性を自己理解できるよう支援し、出所後自分らしく楽しく働ける仕事は何かを一緒に考えています。

また、個々人の働く目的を明確にしつつ、状況の変化に柔軟に対応できる心を創ることを大切にしています。

主な支援内容は、自己理解の促進、就労意欲の喚起、職業に関する知識向上、面接指導、職場定着指導です。その他、受刑者の雇用に際し、理解のある事業主等を招へいし、受刑者に対する講話、企業説明会や採用面接等を行ってもらい就労支援説明会や仕事フォーラムを開催するほか、農作業や機織りを体験するイベントを行い、企業知識を養うことや、就業体験をすることで、人に貢献できる心構えを作るとともに、地域に貢献する力を養っています。



《コラム③》

栃木労働局の取組（栃木労働局）

ハローワークにおける矯正施設入所受刑者や保護観察に付された者に対する就労支援として、支援を受ける方と専用求人を出していただいている事業所に、支援開始から採用後の職場定着まで「担当者制」による一貫したきめ細かな就労支援と様々な配慮や秘密等を守る観点から、専門で対応する担当者（窓口）を設置しています。また、支援の協力をいただいている事業所においても、特定の採用担当者を設置する等の配慮をいただきながら、専用求人の紹介等を行っています。

具体的に支援の対象としている方は「矯正施設入所受刑者」「保護観察対象者」「更生緊急保護対象者」の三つの区分に分かれます。あくまで、矯正施設又は保護観察所からハローワークに就労支援の協力依頼がされた方を対象に専門の担当者が就労支援を行っています。

ハローワークでは、就労支援を希望する矯正施設の受刑者に対して、矯正施設での定期的な巡回職業相談を行っています。支援の内容は求人情報の提供等が中心になりますが、受刑者が釈放後、円滑な求職活動が行えるよう入所中から就労支援を実施しています。また、更生保護施設においても、予約制による出張職業相談も行っています。

ハローワークでは矯正施設、保護観察所、就労支援事業者機構、更生保護施設、就労支援情報センター（コレワーク）等の関係機関と連携して就労支援を行っていますが、支援を受ける方が就労する上で、経済的な課題がある場合は、本人の同意を得て市町の福祉事務所と連携したり、健康や精神面等で課題がある場合は、医療機関とも連携しながら就職支援を行っています。

《コラム④》

栃木県就労支援事業者機構の取組（（特非）栃木県就労支援事業者機構）

<概要>

安全で安心して暮らせる地域社会づくりに貢献することは、企業の果たすべき社会的責任の基本ですが、刑務所出所者等に対する就労支援は善意ある一部の篤志家の手によってだけでなく、経済界全体の支援と協力によって支えるべきとの思いから、平成 21(2009)年、県内にある経済 5 団体が中心となって栃木県機構を設立しました。会員は、傘下事業者に対して就労支援の広報・啓発を行う一種会員・対象者の雇用は難しいが資金面で事業推進に協力する二種会員・対象者に対して雇用機会を提供する三種会員・事業推進を援助する個人・法人等の四種会員で構成され、令和 6(2024)年 9 月 1 日現在の会員数は 524 事業所（団体）となっています。

<主な取組内容>

- ①協力雇用主に対する雇用奨励金の支給：刑務所出所者等の事情を理解した上で就労の機会を提供し、対象者の更生改善のため協力してくれる協力雇用主に対して雇用実績に応じ、雇用奨励金を支給しています。

②支援対象者に対する助成金の支給：就労支援対象者の中で所持金の少ない者に対し、自立準備や就労促進の目的で助成金を支給しています。

③野菜づくり委員会運営に対する支援：野菜作り委員会を立ち上げて更生保護施設入所者（栃木明德会）のために就労機会の創出と自立支援を行っていますが、委員会の持続的な運営のための資金を支援しています。

④医療機関が行う無料健康診断への支援：済生会宇都宮病院が更生保護施設入所者等に行う無料健康診断の際の送迎業務、昼食代等の経費を支援しています。

⑤協力雇用主の研修会等に対する支援：協力雇用主会が保護司会等と連携して行う研修会、事例発表会、意見交換会等の会場費や昼食代等を支援しています。

⑥協力雇用主の新規開拓：対象者へ就労機会を提供し、改善更生に協力する意思を有する事業者を個別訪問し、その適正の確認後登録依頼を行っています。

<就労支援事業>

更生保護就労支援事業は法務省の委託事業として栃木県機構で受託し、平成 23(2011)年度（モデル事業を含む）から継続して行っていますが、刑務所出所者等の中で就労が困難な者の早期就職や確実な職場定着を実現するために、関係機関等と連携し、継続的かつきめ細かい寄り添い型の支援を行っています。

(2) 住居確保支援

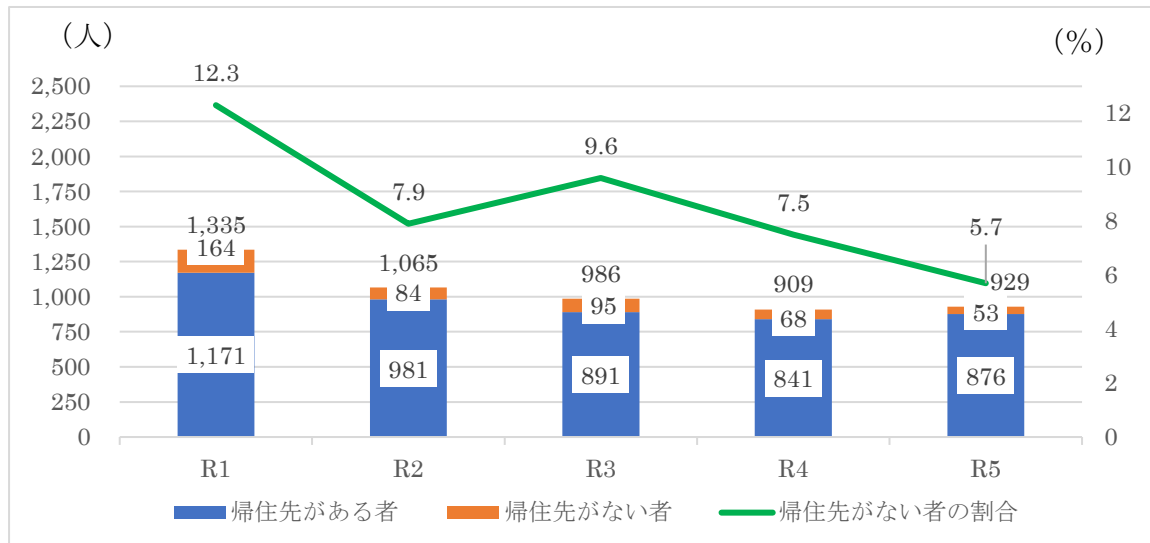
《現状と課題》

県内の刑事施設を出所した者のうち、帰住先がない者の割合は徐々に減りつつあり、令和 5(2023)年の割合は 5.7%と一定の成果が見られます。一方で、帰住先が確保されていない出所者の 2 年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約 2 倍高くなっており、生活の基盤となる住居を確保することは、再犯防止を図る上で欠かすことができません。

帰住先がない者は刑務所への入所を繰り返したり、再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることから、自立更生者の入居を拒まない賃貸人の確保や、自立更生者への適切な情報提供が必要です。

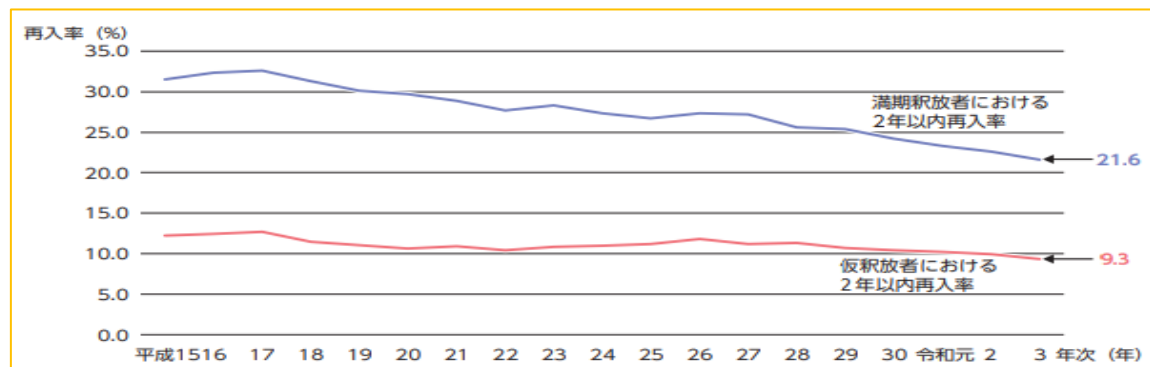
【県内刑事施設出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

(※ 県内の各刑務所には、居住地が栃木県以外の者も収容されている。)



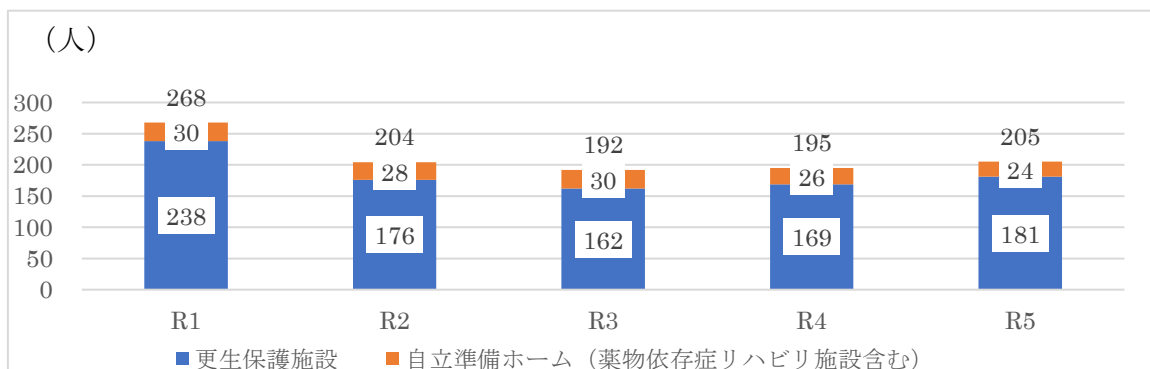
〔データ提供：法務省〕

【出所受刑者の2年以内再入率の推移（全国）】



〔出展：令和5年版再犯防止推進白書〕

【県内の更生保護施設・自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】



〔データ提供：法務省〕

《具体的施策》

ア 県営住宅への入居

- ・国土交通省からの通知「『再犯防止等の推進に関する法律』に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について」（平成 29 年 12 月 15 日付国住備第 120 号住宅局長通知）の趣旨や、県営住宅の状況も踏まえ、刑務所出所者等を含め、住宅に困窮する低額所得者に対する県営住宅への入居に適切に対応します。

イ 民間賃貸住宅の供給促進への協力等

- ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（「住宅セーフティネット法」（平成 19 年法律第 112 号））」に基づき、栃木県住生活支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進するとともに、自立更生者に対する賃貸住宅への入居に係る情報提供や相談対応を行います。

《コラム⑤》

更生保護法人栃木明徳会の取組 ～息の長い支援を目指して～

（更生保護法人 栃木明徳会）

○受入の積極化

刑事施設入所者の多くは累犯者で、加えて身体、精神に多くの疾病を複数抱えています。このような生き辛さを抱えている人を一人でも多く受け入れ、地域で自立するための橋渡し役をしていくことが更生保護施設の役割であることを認識し、明徳会では役職員が同じ志を持って積極的な受け入れを行っています。

○とちぎリ・スタート支援プロジェクトの立ち上げ

地元栃木市をはじめとする多くの関係機関・団体のご理解をいただき、令和 4（2022）年度から『とちぎリ・スタート支援プロジェクト』を開始しました。

栃木刑務所等刑事施設を満期釈放された人や明徳会を退所した人で、栃木市内に居住し又は居住を希望する人を対象に、栃木市内での独り住まいで孤立・孤独に陥らず、普通に暮らしていけるよう、栃木市内の関係機関・団体等が連携し、相談場所や相談者の確保など継続的かつ息の長い支援を実施していくこととしています。

更生保護施設は一時的な居場所です。そのため、更生保護施設の役割として、寮生ひとりひとりの退所後の居場所を見付けることが大切であり、その居場所を安定した生活の場としていくことがとても重要です。今後は、このプロジェクトの輪を更に広げていくことを目標にしています。

○訪問支援事業

法務省では令和 3（2021）年から全国 8 施設を訪問支援実施施設として指定し、アウトリーチ型の支援を開始しました。明徳会においても令和 5（2023）年度に指定を受け、訪問支援員

を配置して自宅訪問等を開始しました。

現在は、栃木市及び栃木市近郊に住まいを構える退所者を中心に、月1回ないし2回の訪問や通信での相談支援のほか、高齢者については、病院や公的機関への同行支援も行っています。

(3) 保健医療・福祉による支援

《現状と課題》

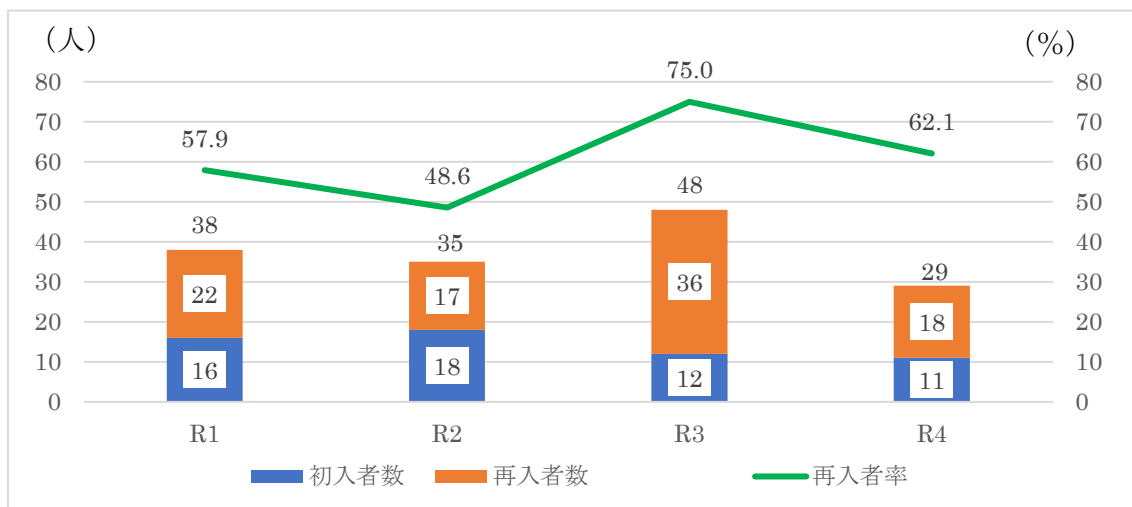
令和5年版犯罪白書によると、全国の出所受刑者の2年以内再入率年齢層別で高齢者(65歳以上)が最も高く、約20%の再入率となっています。

犯罪時の居住地が栃木県である新受刑者の再入者をみると、高齢者の再入者率は6割程度で推移しており、覚醒剤取締法違反者の再入者率は約8割という高止まりの状況が続いています。

福祉・医療の支援が必要であるにもかかわらず、本人が支援を希望しない、もしくは支援の必要性を自覚できないことにより、適切な支援につながらず再犯に至るケースが見受けられます。また、自立更生者の中には、複合的・複雑化した問題を抱えていることも多く、多機関が更に密接に連携して、切れ目のない支援を続けていく必要があります。

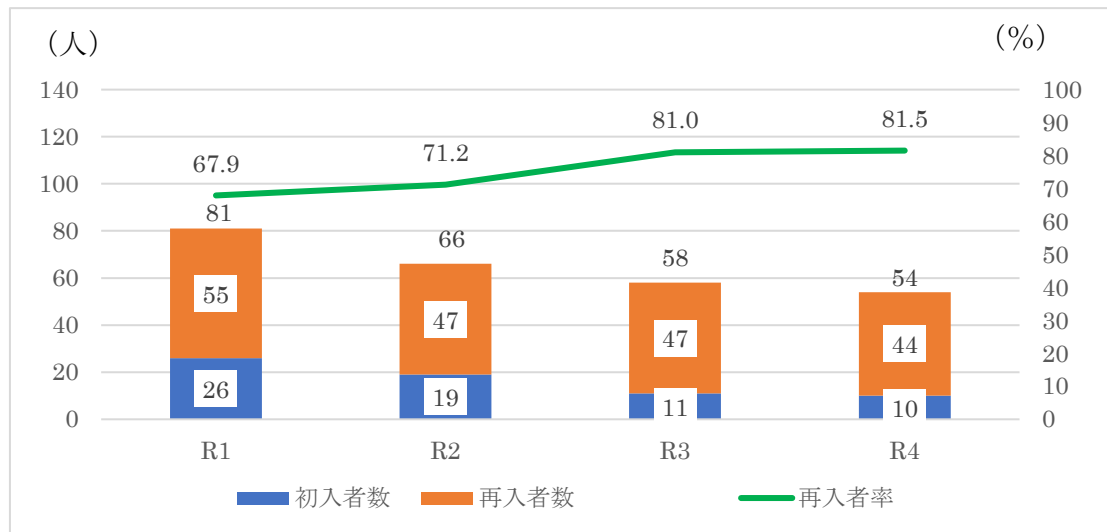
薬物に限らず、アルコールやギャンブル等の依存症者の回復と再犯の防止を図るためには、本人のみならずその家族等を含めた支援が必要となります。また、依存症への理解促進を図るとともに、各支援機関との連携による支援がますます重要となります。

【犯罪時の居住地が県内の新受刑者中の再入者率（高齢（65歳以上））】



〔データ提供：東京矯正管区〕

【犯罪時の居住地が県内の新受刑者中の再入者率（覚醒剤取締違反）】



〔データ提供：東京矯正管区〕

《具体的施策》

ア 生活自立への支援

- ・生活困窮等により早期の自立が困難で生活保護を要する状況にある自立更生者に対しては、福祉事務所において生活保護法に基づく生活費等の給付並びに自立に向けた支援を行います。
- ・生活保護に至る段階前の自立更生者に対しては、生活困窮者自立支援制度の適用を検討し、必要に応じて就労準備や自立に向けた相談支援を行います。

イ 高齢者又は障害者等への支援

- ・高齢又は障害等により福祉的な支援を必要とする自立更生者が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用できるよう、栃木県地域生活定着支援センターと保護観察所や市町等とが連携し、受入施設のあっせんや福祉サービス等の申請支援等の調整を行います。
- ・刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害等により自立した生活を営むことが困難な自立更生者についても、栃木県地域生活定着支援センターと保護観察所や市町等とが連携し、身体の拘束中から相談支援等を行い、釈放後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援します。

ウ 依存症者等への支援

- ・依存症相談拠点機関である栃木県精神保健福祉センターにおいて、薬物を

はじめ、アルコールやギャンブルなどの様々な依存症に関する問題で悩んでいる者及びその家族に対して、相談支援を行います。また、薬物及びギャンブル等依存症については、認知行動療法に基づく専門的なプログラムや家族教室を実施します。

- ・関係機関と連携し、薬物に依存しない生活習慣の習得を目的とした薬物再乱用防止教育事業を実施します。
- ・治療・支援等を提供する医療機関の充実に取り組みます。
- ・多重債務をきっかけとした再犯を防止するため、矯正施設や更生保護施設が実施する消費者教育や金融経済教育の講座に講師を派遣します。

《コラム⑥》

宇都宮地方検察庁の取組（宇都宮地方検察庁）

宇都宮地方検察庁では、社会復帰支援担当を配置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援等に取り組んでいます。

再犯防止・社会復帰の支援対象者は、主に起訴を猶予された人、懲役若しくは禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた人、又は罰金若しくは科料の言渡しを受けた人で、いずれも刑務所等に収容されずに釈放された人等のうち、高齢、障害、生活困窮等により独力での社会復帰が困難で、円滑な社会復帰には福祉的支援（医療的支援を含む。）が必要であって、検察庁が「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる人（以下「対象者」という。）です。

主な入口支援として「保護観察所への更生緊急保護による支援」及び「社会福祉アドバイザーを活用した支援」を行っています。「保護観察所への更生緊急保護による支援」については、対象者を保護観察所による更生緊急保護の措置に円滑につなげるため、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の支援をすることが、対象者の社会復帰を円滑にするために必要と認めるときに、保護観察所に対して必要な情報を提供するなどして連絡調整を行っています。「社会福祉アドバイザーを活用した支援」については、社会福祉士会に依頼し、当庁の社会福祉アドバイザーとして登録されている社会福祉士の派遣を受け、対象者と面談を実施するなどして、市役所社会福祉課へ生活保護受給手続・就労支援依頼、地域包括支援センターへ訪問介護等の生活環境調整依頼、保健所を通じての入院治療調整依頼等の連絡調整を行っています。

当庁では、罪を犯した高齢者・障害者等の円滑な社会復帰・更生等を支援し、その再犯を防止するため、保護観察所、地域生活定着支援センター、社会福祉士会、弁護士、精神保健福祉士会と連携強化を図り、スムーズな支援につなげていくために定期的に協議を行うなどして意見交換会を実施しており、また、各支援機関が主催する協議会等にも参加し、引き続き関係各機関と連携し、再犯防止・社会復帰支援を行っています。

《コラム⑦》

栃木県地域生活定着支援センターの取組

（（特非）栃木県障害施設・事業協会）

栃木県地域生活定着支援センターは、「人として育み、人として慈しみ、人としての役割を果たすことを基礎として、地域住民・事業者・自治体等と協働し、福祉社会の実現を目指す」という特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会の理念のもと、平成 22(2010)年 1 月 4 日に開所しました。

矯正施設（刑務所、少年院など）に収容されている者のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受けることが困難です。そのため、栃木県地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者（市町の高齢福祉、障害福祉、生活保護、地域包括支援センターや障がい者相談基幹センター、児童相談所、医療機関、年金事務所など）と連携して、福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。

○コーディネート業務（出口支援）

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受け入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行っています。

○フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、福祉施設等を利用している方に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行っています。

○相談支援業務

懲役もしくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した方の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行っています。

○被疑者被告人等支援業務（入口支援）

警察に逮捕・勾留された不起訴・起訴猶予になった方、刑事裁判の判決で執行猶予、罰金、科料となった方を刑務所入所に至らない段階で福祉的支援を行っています。

行政（市町）との支援会議が出発点になります。そのため、各市町に地域生活定着支援センター担当者が設置されています。関係機関を交えて支援会議を行い、多くの支援機関が関わり共通認識することで住民の一人を支援する体制が構築されています。

《コラム⑧》

繋がりの中で生きる（（特非）栃木DARC）

栃木DARCは、薬物依存症からの回復を支援することを目的とし、平成15(2003)年2月に最初の施設を那須町に開設しました。以降、栃木県内に5ヶ所の施設を開設し、現在は違法薬物以外の依存やギャンブル等の問題を抱える方々も支援の対象とし運営しております。

薬物乱用や依存症には、その人が抱える「生きづらさ」、「孤独」という要因が多分に関係するという見方があり、快楽を求める側面よりも、今ある苦しみに対する自己治療的な側面に使用動機の本質があると考えられています。乱用や依存は進行に伴い、人間関係や社会生活に支障が増えていくことから、依存症は人や社会との関係性を壊す病とも言い換えることができます。再使用を防ぐ上では、使用せざるを得ない状況や境遇を避ける事が大切であり、安心できる人間関係やライフスタイルの構築が一つの目標となります。そのため、栃木DARCでは、アディクション・アプローチと障害福祉サービス事業を組み合わせ、利用者それぞれが、自分の生きづらさとの付き合い方を見つけ、再び社会で幸せに生きるための準備をする場所とプログラムを提供することで、日々の回復支援を行っています。

事業を通した再犯防止との関わりは、県内矯正施設や保護観察所などでの出張プログラム、平成23(2011)年4月から法務省が導入した自立準備ホームへの登録といった事柄が挙げられます。関わる対象者の状況は、未決や仮釈放、満期を迎えた方々など様々です。DARCの利用者や出張プログラムで出会う方々に薬物に対する率直な心境を伺うと、「もちろんクスリはやめたいけれど、自分には難しいかもしれない」という想いや考えをよく聞きます。これは、断薬に失敗している状況を踏まえると、ある意味自然であり、支援関係が結ばれる時点では、「やめたい」と決意して支援につながる訳ではないことを示唆する言葉だと思います。社会生活の場面では、「やめられない」と本音を言うことは、家族も周囲の方々も心配させます。従って社会では、「やめたい自分」を演じる事がときに求められます。一方、断薬や再使用を防ぐ上では、正直に話すことができる場所や環境の構築が重要視され、グループでプログラムを行う理由は互いの経験を受容し合うことにあります。正直な想いが受容される経験を通して、「やめられない」から「今日一日やめてみよう」、「ここまでやめられたからもう少し続けてみよう」と想いが変わっていきます。私たちが担う再犯防止における役割として大切なことは、プログラムを通して、本人や支援者の方々と「正直に話してよかった」という経験を共有することだと思っています。そして、個人が家庭、地域での役割、就労など自分が大切にしたいものを大切に作る過程に関わっていくことで、一人一人の再犯防止につながればと考えています。



(4) 学校等と連携した修学支援・非行の防止

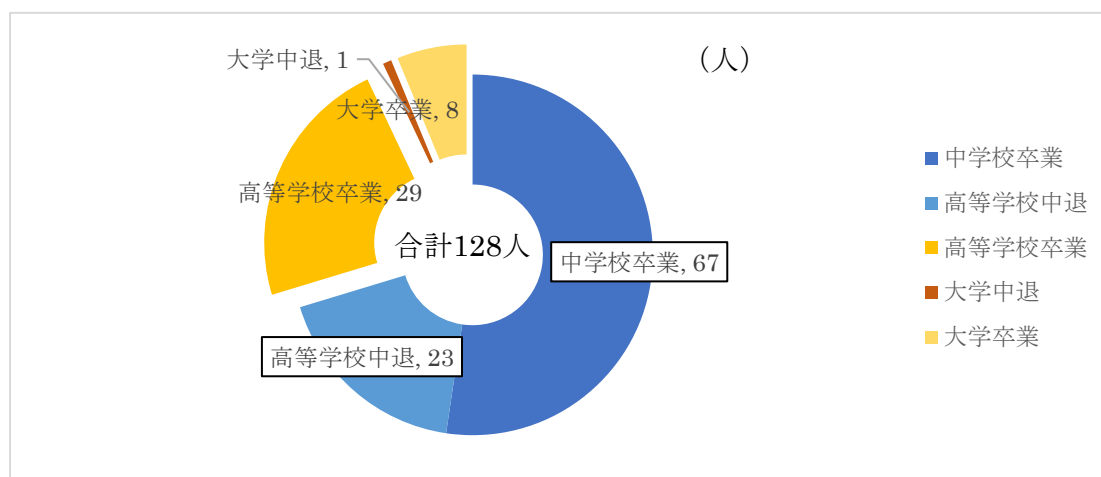
《現状と課題》

令和4(2022)年の刑務所再入所者（犯罪時の居住地が本県である者）の再入時の最終学歴を見ると、7割が高等学校卒業未満でした。

社会において自立した生活を送る上で、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い中、学歴が就職等において不利に働き、その結果として安定した生活確立をすることができずに非行や犯罪を繰り返す悪循環に陥ってしまう場合があります。このため、非行をした少年の継続した学びや、進学・復学のための支援に取り組むことが必要です。

また、少年非行の未然防止も重要であり、特に複合的な困難を抱えた少年が孤立することなく社会生活を送ることができるよう地域社会全体で支援することが求められています。

【令和4(2022)年の刑務所再入所者（犯罪時の居住地が本県である者）の入所時における最終学歴】



〔データ提供：東京矯正管区〕

【喜連川少年院において修学支援を実施し、出院時・保護中に復学・進学決定した者】

(※ 喜連川少年院は平成 30(2018)年から令和 2(2020)年まで全面改修工事を行い、その間一時的に収容を停止していた。)

年次	出院者数			
		うち出院時修学支援対象者数		
		うち出院時復学・進学希望者数		うち出院時復学・進学決定者
R1	16	4	4	4
R2	2	0	0	0
R3	7	2	2	2
R4	28	13	9	6
R5	16	4	4	1

〔データ提供：法務省〕

《具体的施策》

ア 矯正施設における学習活動への協力

- ・喜連川少年院に県立高等学校通信制課程「喜連川教場*」を置き、修学支援を行います。

*県立高校通信制課程は令和 11(2029)年度に再編予定のため、再編以降の支援については未定。(令和 7(2025)年 3 月時点)

- ・矯正施設に対し、高等学校卒業程度認定試験のカリキュラムなどの情報提供を行います。

イ 困難を抱えた少年やその家族等への支援等

- ・「栃木県子ども・若者支援地域協議会」において、個別ケース検討会議を開催するなど、様々な困難を抱える子ども・若者等に対する総合的支援を実施するほか、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」において、本人や家族に対する相談支援を行います。
- ・家庭において適切な監護が受けられず、学校や家庭での非行、問題行動等で指導を要することとなった児童等に対し、児童自立支援施設「栃木県那須学園」において、生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整等により、基本的な生活習慣の習得や安定した人間関係の構築等、自立への支援を行います。
- ・非行防止の観点も踏まえ、専門的機関による少年や家族への支援を積極的に利用できるよう、うつのみや法務少年支援センターによる地域援助について、学校等を通じて、活用促進に向けた周知を図ります。
- ・青少年健全育成に関する出前授業を実施して、少年非行の未然防止等に取り組めます。

《コラム⑨》

栃木県立宇都宮高等学校通信制課程「喜連川教場」の取組

(喜連川少年院)

少年院在院者は、そのほとんどが高等学校中退又は中学卒業であるなど学習ニーズの高い者が多く、そのため、進学等を希望する少年院在院者に高等学校教育の機会を用意することは、出院後の安定した生活の基盤作りや、将来の可能性を広げる上で重要です。また、少年院仮退院者の再処分率（仮退院後の保護観察期間中の再非行により新たな保護処分等を受けた者の比率）は、有職者が17.0%、無職者が41.2%、学生・生徒は13.1%（いずれも平成30(2018)年）となっており、少年院在院中から修学支援を実施し、学校という居場所を確保し、学習の継続に向けた支援を行っていくことは、再犯・再非行防止を実現する上で大きな意義があると言えます。

こうしたことを背景に、全国の少年院では、本年から、希望する全ての在院者に高等学校教育機会の提供に係る支援が行われるようになりましたが、喜連川少年院では、半世紀以上も遡ること昭和49(1974)年、栃木県教育委員会及び宇都宮高等学校の御理解と御協力のもと、当院敷地内に同校通信制課程「喜連川教場」が設置され、以来、約800名もの在院者に対し、面接指導（スクーリング）、添削指導（レポート課題）、出院後の学習継続に向けた支援などが行われてきました。

少年院在院者は、一般に自尊心が低く、自己の将来を悲観したり、目標に向かってチャレンジすることをあきらめたりする者が多く見られますが、喜連川教場に在籍する在院者は、当院での矯正教育に加えて、宇都宮高等学校の指導教諭による熱心な授業や添削指導、ホームルームやレクリエーション、入学式、文化祭、体育祭、卒業式等の行事など、本校の生徒と変わらない多様な教育活動や指導教諭との交流を通して自尊心を回復し、将来への展望を再び持ち始める様子が見られます。また、再犯・再非行防止を実現するためには、少年院在院中の指導だけではなく、出院後の社会生活への円滑な移行など、地域社会や関係機関との連携による「切れ目のない支援」が重要とされているところですが、本取組では、広域収容を前提とする少年院の枠組みに対する栃木県教育委員会及び宇都宮高等学校の深い御理解のもと、出院時期や帰住先を踏まえた転学手続など「切れ目のない支援」が行われており、再犯・再非行防止施策における重要かつ貴重な取組となっています。



(喜連川教場入学式の様子)



(喜連川少年院でのスクーリング授業の様子)

《コラム⑩》

うつのみや法務少年支援センターの取組（宇都宮少年鑑別所）

全国の少年鑑別所では「法務少年支援センター」という名称で、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して、関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する相談支援をしています。

【個別のご相談】

学校や福祉施設等の関係機関・団体から依頼を受けて、ご本人やご家族の方がお困りのことに合わせて、下記の支援を行っています。

○能力・性格の調査：お困りのことの背景にある原因を考えるため、知能検査や心理検査を行います。また、依頼があれば、ご本人やご家族の方にも結果を分かりやすく説明します。

○問題行動の分析や指導方法等の提案：問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どのように指導・支援に当たればよいのか等について提案します。

○ご本人やご家族に対する心理相談：関係機関・団体からの依頼を受けて、ご本人やご家族の方との心理相談を行います。また、法務省矯正局が独自に作成したワークブック（「盗み」、「交友」、「暴力」、「性」など）を用意しており、問題解決に向けてご本人と一緒に取り組んでいきます。

【事例検討会（ケース会議）等への参加】

関係機関・団体の支援者の依頼に応じて事例検討会（ケース検討会）などに参加し、見立てや指導・支援方法に関するアドバイスや提案を行います。

【講演・研修】

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆様が主催する講演会、研修会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法について分かりやすい話題提供をしています。

【法教育事業等】

児童・生徒等を対象に、非行に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）や、教員の方への研修を行っています。

（令和6年度の支援例）

校内での粗暴行為が断続している生徒への対応について中学校から相談を受け、詳しく話を聞いた後、当該中学校を訪問し、複数の教員へのアドバイスとともに、愛着障害の特徴を示す生徒への関わりの要点についてミニ研修を行いました。DVが疑われる気掛かりな親子について小学校から相談を受けるなど、当センターを頼りにしていただくことが少しずつ増えてきています。

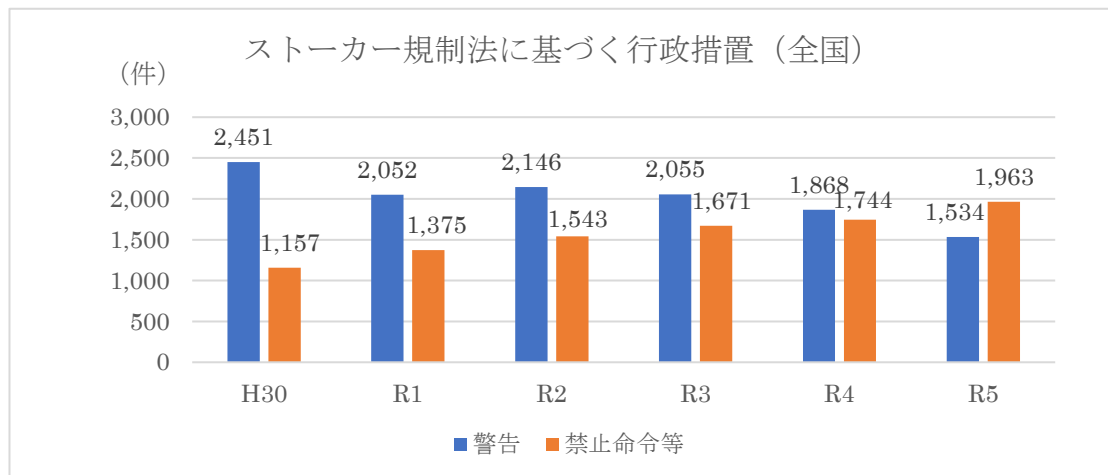
(5) 犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導の実施等

《現状と課題》

性犯罪やストーカー被害、DV（ドメスティック・バイオレンス）による被害は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組が重要となっています。

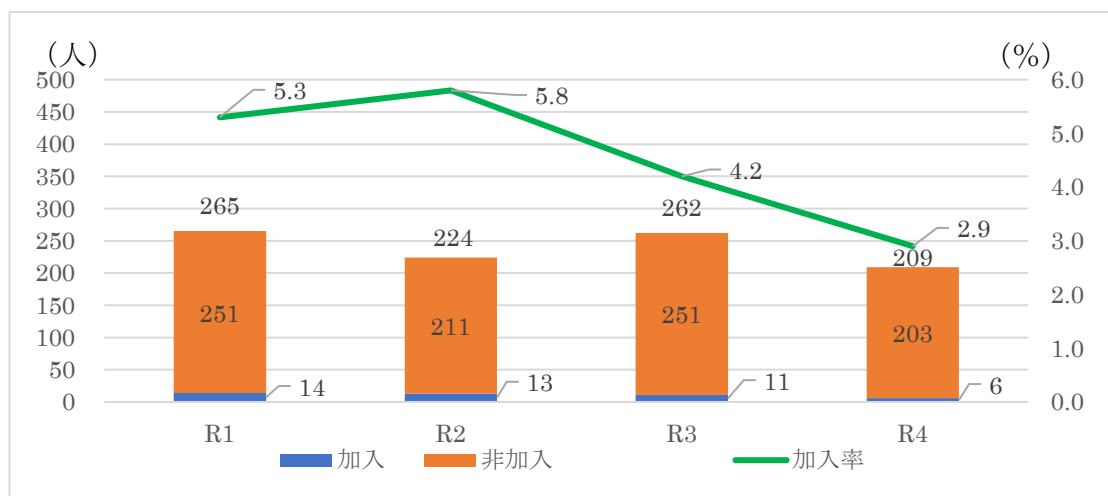
また、刑事施設への入所に係る犯行時の居住地が県内である者の暴力団への加入状況を見ると、年々減少傾向にあり、これまでの取組の成果が表れてきていますが、暴力団組織からの離脱・就労などの社会復帰支援を引き続き行う必要があります。

これらの再犯防止のためには、それぞれの犯罪の特性を踏まえた上で指導を行うことが重要です。



〔データ提供：警察庁〕

【刑事施設に入所した者のうち犯罪時における暴力団への加入状況(栃木県)】



〔データ提供：法務省〕

《具体的施策》

ア 子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止

- ・子どもを対象とする暴力的性犯罪者に対して、刑事施設出所後速やかに所在確認を行います。また、継続的に所在確認を行い、必要に応じてその者の同意を得た上で、面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、再犯リスクの低減を図ります。

イ ストーカー加害者やDV加害者に対する指導等

- ・ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理的アプローチに関する研修の受講を促し、技能や知識の向上を図ります。また、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、再犯リスクの低減に努めます。
- ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律 81 号）に基づく「警告」や「禁止命令等」といった措置を適切に実施するとともに、「禁止命令等」の措置を講じたストーカー加害者に対して近況等の確認を行い被害者への接触を防止するための指導を行います。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）に基づいて発せられた「保護命令」の相手方となったDV加害者に対し、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ保護命令が確実に遵守されるよう指導を行います。
- ・加害防止のため、DVや性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成する啓発を広く県民に行います。また、特に若者層に向けて、デートDVや性暴力被害防止のための出張セミナーや啓発活動等を実施します。

ウ 暴力団員の社会復帰対策の推進

- ・暴力団からの離脱を希望する暴力団員等や、暴力団から離脱し就労などの社会復帰支援を希望する暴力団員等に対して、（公財）栃木県暴力追放県民センター、矯正施設、保護観察所等と連携して、離脱、就労、社会復帰に関する必要な情報を適切に共有し、社会への復帰・定着を促進するための支援を実施します。

《コラム⑪》

保護観察所における専門的処遇（宇都宮保護観察所）

全国の保護観察所では、保護観察処遇の一環として、性犯罪や薬物犯罪のような反復性のある特定の犯罪的傾向を有する者に対し、その改善を目的とした専門的処遇を実施しています。

認知行動療法（自己の思考（＝認知）のゆがみを認識させ、行動パターンの変容を促す心理療法）をベースとした「専門的処遇プログラム」の受講を義務付けるもので、いずれも仮釈放者、保護観察付執行猶予者を主な対象としています。現在、4種の専門的処遇プログラム（性犯罪再犯防止、薬物再乱用防止、暴力防止及び飲酒運転防止）がありますが、宇都宮保護観察所においては、薬物再乱用防止プログラムを集団形式（グループワーク）により、その他3種のプログラムを保護観察官による個別面接により、それぞれ実施しています。

○性犯罪再犯防止プログラム

性的欲求に基づく犯罪行為を反復する傾向のある者を対象とします。5課程の履修を通じ、性犯罪に結び付きやすい認知、自己統制力の不足といった自己の問題性を理解させた上、再び性犯罪をしないための具体的な方法を学習させます。

○薬物再乱用防止プログラム

依存性薬物等の使用を反復する傾向のある者を対象とし、栃木DARC等から講師を招き、集団形式のプログラムを実施しています。薬物事犯は犯罪であると同時に疾患（薬物依存症）としての側面を有し、再犯率が高い水準で推移しています。より長期的な関わりが求められるため、コアプログラム5課程に引き続き、原則として保護観察終了までの間、月1回程度の頻度でステップアッププログラムを実施します。薬物依存についての理解を促すとともに、再使用を防止するための具体的な方法を学習させ、それを日常生活の中で実践させます。

加えて、毎回プログラムの際に簡易薬物検出検査（唾液又は尿）を実施し、継続的に「陰性」の結果を出し続けることを目標として、断薬意志の維持・強化を図ります。

○暴力防止プログラム

暴力犯罪を反復する傾向のある者を対象とします。5課程の履修を通じ、怒りや暴力に繋がりやすい考え方の変容を促します。ロールプレイ等を通じて、危機場面での対処方法や対人関係の技術等について、体験的に学習させます。

○飲酒運転防止プログラム

飲酒運転を反復する傾向のある者を対象とします。5課程の履修を通じ、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響、飲酒運転に結び付く自己の問題性を理解させた上、再び飲酒運転をしないための具体的な方法を学習させます。

2 更生意欲の醸成

(1) 犯罪被害者等の心情理解の促進

《現状と課題》

真の更生には、犯罪被害者等の心情理解を通して、自らの過ちから目を背けることなく深く反省し、再び罪を犯さないと決意し努力することが必要です。

令和5(2023)年12月1日から運用された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」は、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院者の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、これを受刑者・在院者の加害者に伝えとともに、加害者に対しては被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行うものです。被害者等支援及び更生保護の双方の視点を持って、本制度が設けられた趣旨や利用に係る手続等について理解を深め、円滑な運用に協力する必要があります。

《具体的施策》

- ・「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、犯罪被害者等支援や自立更生に携わる県・市町職員、民間支援団体が理解を深めることができるよう研修を行います。
- ・犯罪被害者等から制度利用の相談があった場合は、速やかに矯正施設の相談窓口へつなぎます。

《コラム⑫》

被害者支援センターとちぎの取組（（公社）被害者支援センターとちぎ）

犯罪のない、安全で安心な地域社会を実現することは、再犯防止活動、犯罪被害者支援活動の取組にとっては非常に重要なことです。実現するために、国、県、市町、民間団体等が一体となって、継続的な政策を推進しています。

その中で、再び罪を犯すことにより、再犯者のみならず、新たな被害者が生まれることになってはいけません。自立更生者が、犯罪被害者等も生活する地域社会の一員として、共に歩むことができる社会を作ることが地域の安全安心につながっていきます。当センターとしても、長年、国が推進する「社会を明るくする運動」の一環として、犯罪、交通事故被害のご遺族が矯正施設で受刑者に対する矯正教育に取り組み、令和4年7月には、法務大臣から感謝状を贈呈されました。受刑者が犯罪被害者のご遺族の心情に触れることで、出所後、地域社会の一員として、自立更生に少しでも役立つものと確信しています。

さらに、矯正施設職員が受刑者に対する犯罪被害者の心情理解促進を図るために、心情伝

達制度を適正に運用する上で、まず、被害者の心情を理解するとともに、被害者一人一人に寄り添うことを認識しなければなりません。

そのために、多くの矯正施設職員が当センターの支援活動補助員養成講座、公開講座に積極的に参加しました。また、当センター職員が矯正施設に赴き、犯罪被害支援に対する更なる理解を深めるために教養研修の講師として参加しました。矯正施設職員皆様の講座受講に対する取り組む姿勢など、その真剣さに大変意欲を感じることができました。

加害者から自立更生者として、被害者等の心情を理解しつつ、今後の社会で共に歩んでいくために、我々支援者及び支えていく立場の関係機関同士、互いに連携協力し、取り組んでいきましょう。



令和5年度被害者支援センターとちぎ「公開講座」

(2) 自立更生者・家族等への支援

《現状と課題》

自立更生者が地域社会に戻るにあたり、自らの社会経験不足や周囲の理解不足などから、さまざまな悩みや困り事に直面することが多いといわれています。そのような時に、一人で抱え込まず、深刻化する前に更生保護を熟知した信頼のおける支援者に心情を打ち明けることができる環境や、国・県・市町・民間団体などのさまざまな相談支援機関にアクセスしやすい環境を整えておくことが重要です。また、自立更生者が家族や支援者とともに立ち直りに向けて歩もうとする場合、家族や支援者へのサポートも欠かせません。

本県では、令和2(2020)年度から刑事司法手続終了後（保護観察終了後や満期出所後等）、自立更生者や家族等にさまざまな悩みや困り事があつたときに相談できる相談窓口を運営してきました。また、各種の相談支援機関を一覧にした更生支援ハンドブック「エール」を作成するなど、全国に先駆けて自立更生者等に対する直接的な支援に取り組んできました。

自立更生者が孤立することなく、社会の支えを身近に感じられるよう、これまでの取組を継続していきます。

《具体的施策》

ア 相談窓口の運用等

- ・ 自立更生者やその家族、支援者が悩みや困り事があった場合に保護司に相談できるよう、栃木県保護司会連合会との連携により相談窓口を運営します。
- ・ 自立更生者やその家族、地域住民などの支援者からの相談のうち、更生保護に関する専門的知識が必要とされる相談があった場合は、宇都宮保護観察所に設置された犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」（リスタート・サポート）の活用を助言します。

イ 更生支援ハンドブックの作成・配布

- ・ 相談支援機関及び支援内容をまとめた更生支援ハンドブック「エール」を作成し、保護観察終了者には宇都宮保護観察所の協力により、栃木県に帰住予定の満期出所者には矯正施設の協力により配布し、自立更生者が自ら相談窓口に相談できるよう情報提供を行います。

3 サポート体制の充実

《現状と課題》

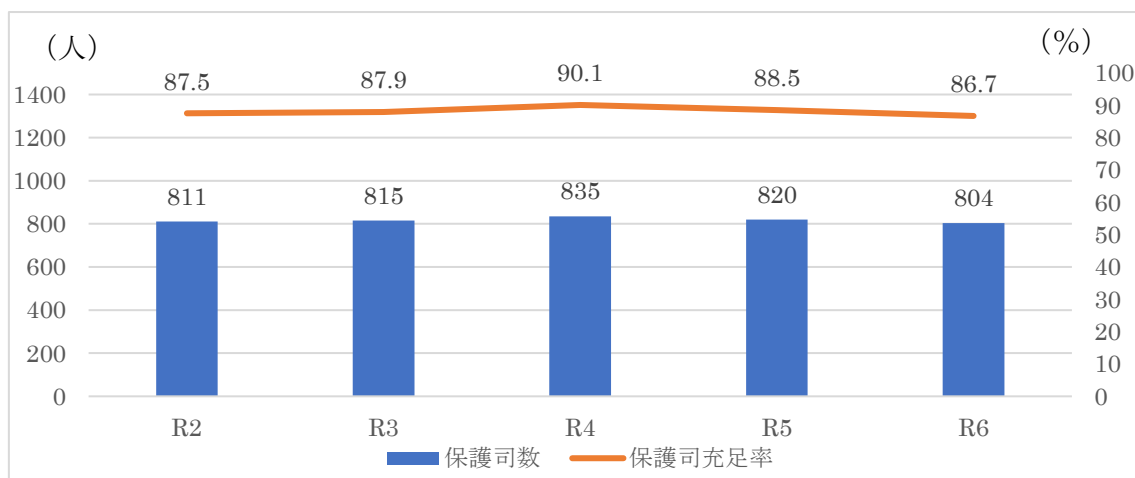
再犯の防止に関する取組は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える「保護司」、女性の立場から青少年の健全育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する「更生保護女性会員」、非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のように接しながら、その立ち直りや成長を支援する「BBS会員」、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む「更生保護法人」、自立更生者の就職を支援する「栃木県就労支援事業者機構」など、多くの民間協力者により支えられています。また、市町は保健・福祉サービスや日々の生活と関わりの深い身近な行政サービスを提供しており、自立更生者の安定した暮らしを実現するために市町との連携は必要不可欠となっています。

県では、第1次計画に基づき、国・市町・民間協力者の各主体間で相互理解及び連携を促進するため、栃木県再犯防止推進連携会議や自立更生者サポート研修会を開催してきました。今後とも、各主体の強みを生かしたきめ細かな支援ができるよう一層の連携を深めていく必要があります。

こうした中で、再犯防止に大きな役割を果たしている保護司の充足率の低下が全国的な課題となっており、本県においても充足率は86.7%（令和6（2024）年1月1日現在）にとどまっています。地域社会における人間関係の希薄化などの社会環境の変化により保護司の担い手が不足し高齢化が進んでいる現状に対し、担い手確保に向けた国の取組へ県も協力していく必要があります。

【栃木県における保護司数及び定数(927人)に対する充足率の推移】

(※各年1月1日現在)



[データ提供：法務省]

(1) 国・市町・民間協力者との連携

《具体的施策》

ア 情報共有

- ・ 栃木県再犯防止推進連携会議の開催により、国や市町、民間団体の取組や各種情報を共有します。
- ・ 県が行う自立更生者への支援において、国が刑事司法手続の過程で得た自立更生者に関する情報が必要な場合は、必要とする情報の範囲やその活用方法等を明示して国に情報提供を求め、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮し支援を行います。

イ 知見を活用した支援者のための研修

- ・ 自立更生者サポート研修会において、再犯防止に係る各分野の有識者を講師とした専門的な研修を実施します。

ウ 市町との連携

- ・ 市町においても再犯防止計画が策定されるよう働きかけるとともに、県の取組に関する情報や他の関係機関等から得た情報の提供及び助言を行います。
- ・ 市町巡回再犯防止活動啓発パネル展や刑務所作業製品展示即売会を開催し、市町が啓発活動を推進するきっかけづくりを行います。

エ 更生保護団体の活動促進

- ・ 保護司の担い手確保のため、県のホームページや SNS などの広報媒体で保護司の活動について理解を促進します。また、県職員や警察職員、教員の退職予定者向けセミナー等での周知、栃木県シルバー大学校における更生保護に関する講義などにより、保護司適任者へ向けて呼びかけを行います。
- ・ 市町巡回再犯防止活動啓発パネル展を通して、保護司をはじめとする民間協力者の果たす役割やその活動の重要性について県民の理解を促進します。
- ・ 更生保護サポートセンターの活動に、必要に応じて連携・協力します。
- ・ 保護司の面談場所として、自宅以外の身近な公共施設を利用できるよう、面接場所確保に向けた協力を市町に促します。

(2) 関係団体等との連携

《具体的な取組》

- ・ これまで再犯防止等に係る取組とは関わりの薄かった団体や関係機関等に

対して、自立更生者への支援のあり方や必要な知識等を習得するための研修等を通じて、その有する社会資源を活用して、自立更生者の社会復帰に向けた支援活動のネットワークへの参加を働き掛けていきます。

(3) 協力者に対する表彰

《具体的な取組》

- ・民間協力者による優れた再犯防止等に関する活動を広く普及し、再犯防止活動を促進するため、その貢献が顕著である団体や個人を表彰します。

《コラム⑬》

更生保護団体の活動促進（更生保護法人 尚徳有隣会）

1 更生保護法人尚徳有隣会の取組について

犯罪や非行をした人たちの改善更生を助けることを目的とした事業である更生保護事業を行う目的で、更生保護施設尚徳会館を設置経営し、宿泊型保護事業を営んでいます。

2 更生保護施設尚徳会館の活動紹介等

(1) 対象者

- ア 刑務所を仮釈放になった者
- イ 保護観察付きの刑の執行猶予者
- ウ 家庭裁判所で保護観察に付された少年
- エ 少年院からの仮退院を許された少年
- オ 刑務所を満期釈放になった者、刑の執行猶予者、起訴猶予者、懲役又は禁固について刑の言い渡しを受けその裁定が確定するまでの者など

・アからオに該当する者で、親や親族等による身元の引受人がない者や公的機関からの援助も受けられない者で、当面の衣食住に窮していたり、社会生活上の課題があるなどの理由で、すぐには自立改善更生ができない者が対象となります。

(2) 活動

- ・更生保護の対象者を尚徳会館に一定期間収容して、その者に対し、宿泊場所の提供（衣・食・住など）、教養訓練、医療又は就職の補助、職業の斡旋、社会生活に適応させるために必要な生活指導、生活環境の改善又は調整を図る等のための改善更生に必要な保護を行う事業を行い、円滑な社会復帰を助け、収容者の再犯を防止しています。
- ・尚徳会館を退所した者のうち、施設と通所・往訪・電話・手紙などの連絡が可能な者に対し、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けた生活相談支援を行い、困った時に帰れる場所があり、頼れる人がいるという意識醸成と環境づくりの体制整備を実践する伴走型で息の長い支援事業であるフォローアップ事業を実施しています。

4 地域による包摂の推進に向けた理解促進

(1) 関連分野との連携

《現状と課題》

困難や生きづらさを抱える自立更生者が、地域社会の中で生活できる環境を整備するには、幅広い分野にわたる機関と連携した上で、総合的に支援することが不可欠です。そのためには、本計画のみならず、各種施策の関連計画において、再犯防止の視点を盛り込んでいく必要があります。

《具体的施策》

- ・保健・福祉、住居確保、青少年健全育成など、各分野の計画に自立更生者支援の観点を明記して、困難や生きづらさを抱える自立更生者に対する総合的支援を推進します。
- ・市町においても再犯防止推進計画が策定されるよう積極的に支援します。

(2) 広報・啓発活動

《現状と課題》

自立更生者の社会復帰のためには、自立更生者に自助努力を促すだけでなく、地域社会に理解が広がっていることが重要です。しかしながら、国・県・市町の再犯の防止等に関する施策や民間協力者の活動は、県民にとって必ずしも身近ではなく、理解が十分に深まっているとは言えません。

再犯防止に関する県民の意識調査（インターネットアンケート）結果によると、「立ち直りに何らかの形で協力したい」という回答が多くある一方、「協力したいと思わない」という回答も 17.2%あり、立ち直りに協力したくない理由としては、「関わりたくない」が 48.2%、「接し方がわからない」が 30.4%となっています。

また、罪を犯した人が孤立することなく、社会復帰するためには、「立ち直り支援に対する社会全体の理解促進が必要」との意見も多く、理解促進のための手段としては、「テレビ・新聞による広報」に次いで、「学校の授業で取り上げる」が 45.5%と高い割合を占めました。

これらの結果を踏まえ、地域による包摂の推進に向けて、広く地域住民に関心を持ってもらえるよう、広報啓発活動を拡大し、更なる理解促進を図ることはもちろんのこと、学校での教育機会の提供に新たに取り組んでいく必要があります。

《具体的施策》

- ・ 中学校や高校に保護司等を派遣し、更生保護活動への理解促進や非行の防止等をテーマとする出前授業を行います。
- ・ うつのみや法務少年支援センターが実施している地域援助について、学校等に周知を図ります。【再掲】
- ・ 青少年健全育成に関する出前授業を実施して、少年非行の未然防止等に取り組みます。【再掲】
- ・ 市町巡回再犯防止活動啓発パネル展や刑務所作業製品展示即売会を開催し、市町が啓発活動を推進するきっかけづくりを行います。【再掲】その際、自立更生者の後悔や反省、被害者への謝罪の気持ちなどを表示したパネル等も展示し、自立更生者の心情を伝えることができるよう取り組みます。
- ・ 再犯防止分野に限らず、各種イベント等の機会に刑務所作業製品展示即売会を開催し、県民の関心を高め理解促進を図ります。
- ・ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える「社会を明るくする運動」栃木県推進委員会において、同運動を推進します。
- ・ 7月を「再犯防止啓発月間」及び「社会を明るくする運動強調月間」として、集中的な広報・啓発活動を行います。

《コラム⑭》

栃木県内の保護司の活動（栃木県保護司会連合会）

保護司は法務大臣から委嘱されたボランティアで、犯罪や非行をした人たちの立ち直りの支援や、安全安心な地域社会づくりのために栃木県内では約 800 名が活動しています。県内に 13 保護区保護司会が組織されており、各保護区保護司会更生保護サポートセンターを拠点としています。

保護司の具体的な活動は、保護観察になった人への助言や指導、矯正施設に入っている人の出所後の生活環境の調整を保護観察所の依頼で行う処遇活動、地域での犯罪予防のための啓発・広報、関係機関等の連携活動です。

社会復帰を目指しながらも、多くの人々が様々な生きづらさを抱えています。そのため保護司は毎月の面接の中で、本人の話に耳を傾け、就職先の確保や生活基盤の整備など課題解決への助言を行います。例えば、就職先での悩みを聞き就労継続の調整や、子育ての悩みを聞き公共の子育て支援につなげるなど、本人の生活圏内で見守り、支え、保護観察官と協働で処遇活動を行っています。

また、新たな被害者を生まないための犯罪予防活動として、立ち直りに寄り添い、犯罪や非行のない社会を目指し“社会を明るくする運動”を行っており、運動の理解促進のため地域の行事に参加したり、作文コンテストの募集を通して広報活動に力を入れています。地域社会全体で立ち直りを支えることへ理解を広めるために、毎年7月に強調月間を設け、県推進委員会中央行事として保護司会が地方公共団体等と協力して「社明いきいきフェスタ」を

開催、一般市民や学生に参加いただいています。

さらに、地区保護司会では青少年の健全育成を目的として、幼稚園・小学校などで花の植え付け作業、中学生との懇談会や講話、教職員との意見交換会、薬物乱用防止教室への協力などの学校との連携活動も行っています。懇談会では、保護司との対話で、中学生がより身近に更生保護について関心を寄せてもらえるとともに、保護司にとっても若者の意見を聞くことで、新たな発見があり、活動へ生かすことができます。

現在、近年の社会情勢の変化の中で、「保護司」の確保が困難な状態が続いており、10年前と比較すると50人減少しました。そこで、ロータリークラブやライオンズクラブ、地方公共団体退職者説明会、宗教関係者会議、さらに栃木県シルバー大学校等で広報活動を行い、更生保護への理解促進とともに、担い手確保に取り組んでいます。



社明いきいきフェスタ



学校との連携活動



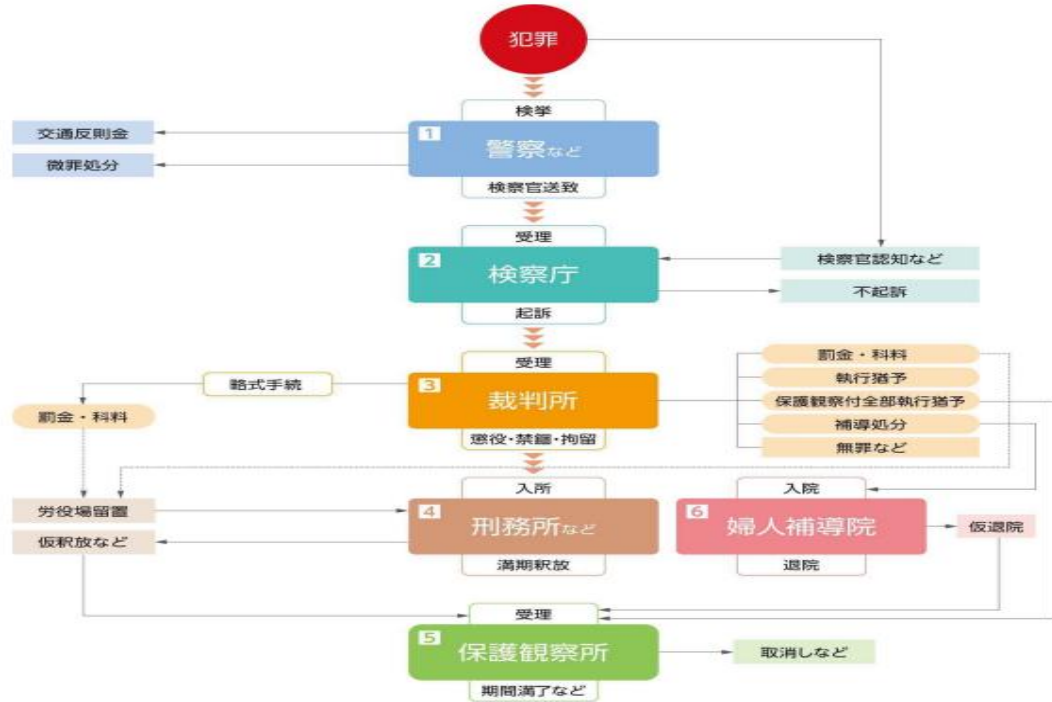
広報活動

第5章 参考資料

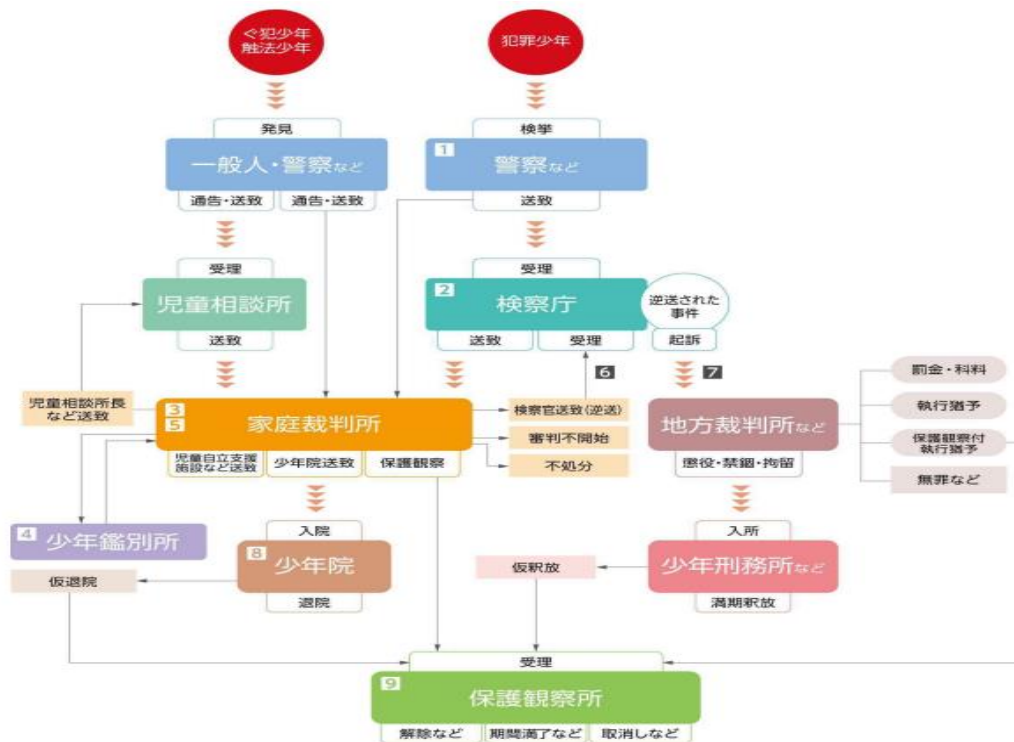
■ 刑事司法手続の流れ(成人・少年)

出展：令和5年版再犯防止推進白書

【成人による刑事事件の流れ】※「婦人補導院」は令和6(2024)年4月1日に廃止となっています。



【非行少年に関する手続の流れ】



令和5(2023)年度 とちぎネットアンケート結果

第12回 「再犯防止及び犯罪被害者等支援に関する意識調査」

1 調査目的

再犯防止及び犯罪被害者等支援に関する県民の意識や関心度を調査し、現計画に基づく施策検討や次期計画策定の参考資料とする。

(担当課:くらし安全安心課)

2 調査概要

(1) 調査対象者

754名 (とちぎネットアンケート協力者)

(2) 調査期間

令和6(2024)年1月30日～2月12日

(3) 調査方法

電子メールにより周知・回答依頼。電子申請により回答

3 回答者属性

回答数 325 名 (回答率43.1%)

(1) 男女別内訳

性別	回答者数	構成比
男性	163	50.2 %
女性	156	48.0 %
答えたくない、わからない、その他	6	1.8 %
計	325	

(2) 年代別内訳

年代	回答者数	構成比
10代	1	0.3 %
20代	7	2.2 %
30代	23	7.1 %
40代	78	24.0 %
50代	90	27.7 %
60代	73	22.5 %
70代以上	53	16.3 %
計	325	

(3) 地域別内訳

地域	回答者数	構成比
県央	170	52.3 %
県南	85	26.2 %
県北	70	21.5 %
計	325	

(注)

- (1) 調査結果に使われる「n」は、各設問に対する回答者数です。
- (2) 割合を百分率(%)で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。四捨五入の結果、合計が100%にならないことがあります。
- (3) 図表中の語句は、表記を短縮・簡略化している場合があります。

4 調査結果

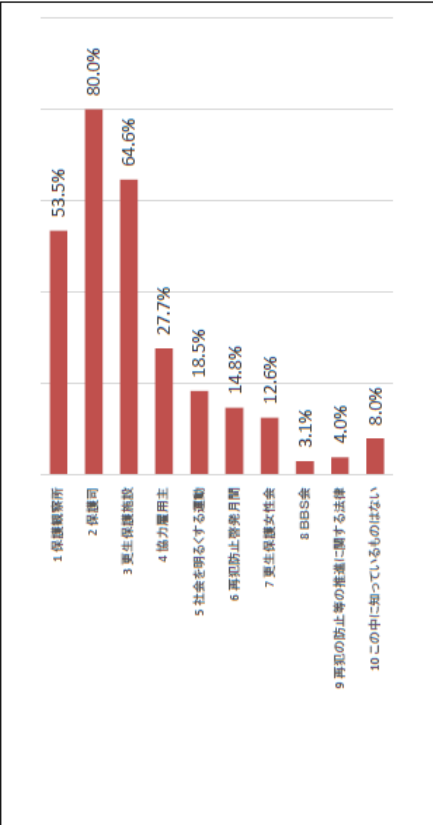
問1 罪を犯した人が再び罪を犯すことなく円滑に社会復帰できるよう、国や県、市町、民間団体、企業が支援を行っています。

あなたは、再犯防止に関する言葉について、知っているものがありますか。

(複数回答可)

	構成比	回答数
1 保護観察所	53.5%	174
2 保護司	80.0%	260
3 更生保護施設	64.6%	210
4 協力雇用主	27.7%	90
5 社会を明るくする運動	18.5%	60
6 再犯防止啓発月間	14.8%	48
7 更生保護女性会	12.6%	41
8 BBS会	3.1%	10
9 再犯の防止等の推進に関する法律	4.0%	13
10 この中に知っているものはない	8.0%	26

(n = 325)

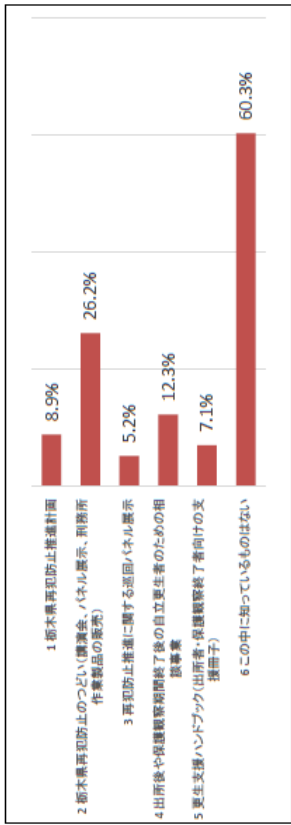


問2 あなたは、再犯防止に関する県の取組について、知っているものがありますか。

(複数回答可)

	構成比	回答数
1 栃木県再犯防止推進計画	8.9%	29
2 栃木県再犯防止のつどい(講演会、パネル展示、刑務所作業製品の販売)	26.2%	85
3 再犯防止推進に関する巡回パネル展示	5.2%	17
4 出所後や保護観察期間終了後の自立更生者のための相談事業	12.3%	40
5 更生支援ハンドブック(出所者・保護観察終了者向けの支援冊子)	7.1%	23
6 この中に知っているものはない	60.3%	196

(n = 325)



問3 あなたは、再犯防止に関して広く県民の理解や関心を深めるためには、どのような取組が必要だと思いますか。
(複数回答可)

	構成比	回答数
1 テレビや新聞などでの広報	52.0%	169
2 ホームページやYouTube、SNSでの情報発信	44.0%	143
3 バンフレットやポスターでの広報	41.8%	136
4 誰もが参加できるイベントの開催	32.9%	107
5 地域や社会教育の場で話し合う機会をもつ	31.4%	102
6 学校の授業で取り上げる	45.5%	148
7 職場研修で取り上げる	30.2%	98
8 自立更生者の立ち直りに協力する民間協力者への表彰	19.7%	64
9 その他	3.4%	11
10 わからない	7.1%	23

(n = 325)

【その他の主な意見】

- ・社会復帰した人の体験談会やイベントの開催。
- ・犯罪に至った個々の特性を見て、画一的ではない多様な対応。
- ・最も重要なのは本人の意思。それからの周囲のサポート。

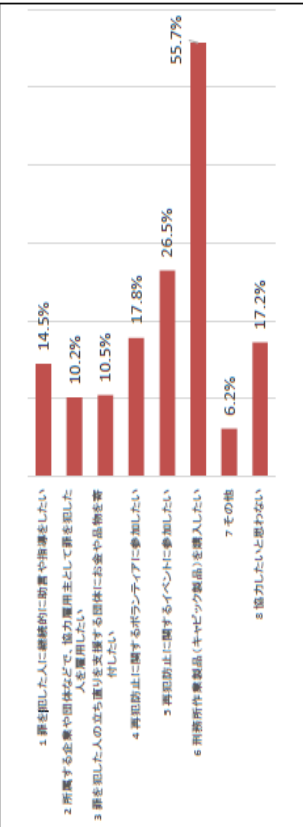
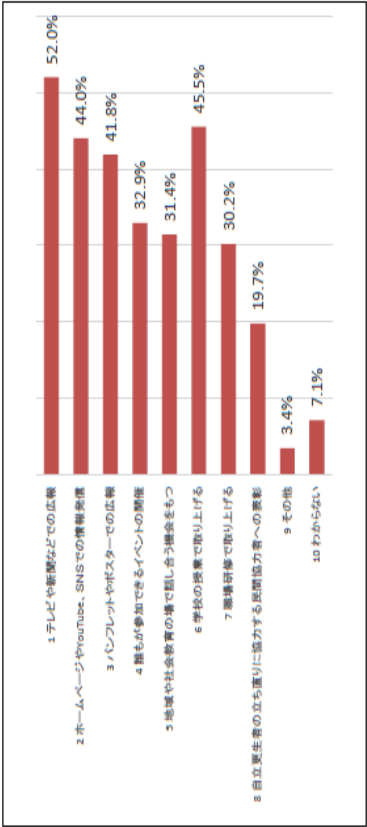
問4 罪を犯した人の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、周囲の理解や支援の輪を広げていく必要があります。
あなたは、罪を犯した人の立ち直りにどのような協力をしたいと思いますか。
(複数回答可)

	構成比	回答数
1 罪を犯した人に継続的に助言や指導をしたい	14.5%	47
2 所属する企業や団体などで、協力雇用主として罪を犯した人を雇用したい	10.2%	33
3 罪を犯した人の立ち直りを支援する団体にお金や品物を寄付したい	10.5%	34
4 再犯防止に関するボランティアに参加したい	17.8%	58
5 再犯防止に関するイベントに参加したい	26.5%	86
6 刑務所作業製品(キャビック製品)を購入したい	55.7%	181
7 その他	6.2%	20
8 協力したいと思わない	17.2%	56

(n = 325)

【その他の主な意見】

- ・理解をし、影ながら支える姿勢を取り続け、犯罪をなくとも生きていける地域や職場の人間関係の一人になれるよう学び考える。
- ・更生者が何を望んでいるかによって協力内容・度合いが決まると思う。
- ・選択肢1～6のように積極的に協力する場や機会を知らなかったので選べなかった。もし立ち直ろうとする人が身近にいれば公平な態度で接したい。
- ・よく分からない。実際に介入できる自信がない。



問5 あなたが罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思わない理由は何ですか。
※問4にて選択肢8を選択した方のみ回答(複数回答可)

	構成比	回答数
1 どのように接すればいいのかわからないから	30.4%	17
2 協力の方法がわからないから	17.9%	10
3 犯罪に巻き込まれそうで怖いから	25.0%	14
4 犯罪をした人(非行のある少年を含む)たちに関わりたくないから	48.2%	27
5 家族に反対されるから	3.6%	2
6 犯罪をした人(非行のある少年を含む)たちの背景・原因がわからないから	28.6%	16
7 活動に参加する時間がとれないから	7.1%	4
8 考えたことがないから	19.6%	11
9 犯罪をした人(非行のある少年を含む)たちに支援などをすべきではないから	23.2%	13
10 その他	23.2%	13

(n = 56)

【その他の主な意見】

- ・犯罪者よりも、まず被害者の支援をすべきだから。
- ・犯罪の内容によって気持ちが変わるから。
- ・本人の立ち直りたいという気持ちなどの程度あるのかわからないから。

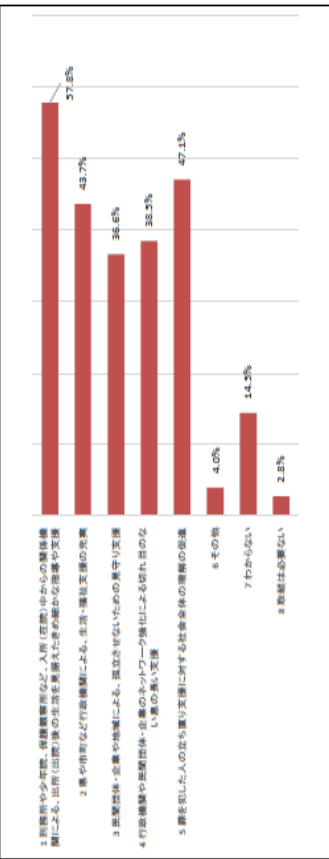
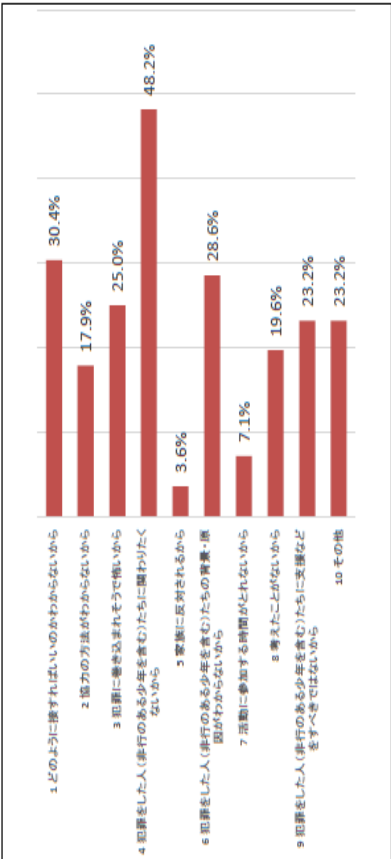
問6 刑務所を出ても住む場所がない人や、仕事に就くことができない人、高齢者などは、再犯率が高い傾向にあります。
あなたは、罪を犯した人が孤立することなく社会復帰するために、どのような取組が必要だと思いますか。

	構成比	回答数
1 刑務所や少年院、保護観察所など、入所(在院)中からの関係機関による、出所(出院)後の生活を見据えたきめ細かな指導や支援	57.8%	188
2 県や市町など行政機関による、生活・福祉支援の充実	43.7%	142
3 民間団体・企業や地域による、孤立させないための見守り支援	36.6%	119
4 行政機関や民間団体・企業のネットワーク強化による切れ目のない意の長い支援	38.5%	125
5 罪を犯した人の立ち直り支援に対する社会全体の理解の促進	47.1%	153
6 その他	4.0%	13
7 わからない	14.5%	47
8 取組は必要ない	2.8%	9

(n = 325)

【その他の主な意見】

- ・住居と働く場所が必要。
- ・服役中に習得した技術を出所後に生かせるよう、公的にも支援する仕組みを作る。
- ・学校教育の中で罪を償うことの大変さをもっと強烈に教える。



■ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)[一部抜粋]

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

- 第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

第二次再犯防止推進計画(概要)

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的	第二次再犯防止推進計画策定の経緯	第二次再犯防止推進計画(概要)	
	再犯の現状と再犯防止対策の重要性	今後取り組んでいく施策	
II 7つの重点課題とその具体的施策	第一次再犯防止推進計画に基づく取組	7つの重点課題とその具体的施策	
	第二次再犯防止推進計画の基本的方向性	7つの重点課題とその具体的施策	

計画期間：令和5年度から令和9年度

7つの重点課題とその具体的施策	
① 就労・住居の確保	② 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
③ 学校等と連携した修学支援	④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
⑤ 民間協力者の活動の促進	⑥ 地域による包摂の推進
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備	⑧ 7つの成果指標を設定し、本計画に基づき具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

第二次再犯防止推進計画策定の経緯	
再犯の現状と再犯防止対策の重要性	第二次再犯防止推進計画の基本的方向性
第一次再犯防止推進計画に基づく取組	第二次再犯防止推進計画の基本的方向性
第二次再犯防止推進計画策定の経緯	第二次再犯防止推進計画の基本的方向性

■ 栃木県再犯防止推進連携会議設置要領

(設置目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき策定した栃木県再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の推進を図るとともに、計画の対象者（以下「自立更生者」という。）に対して、関係機関・団体（以下「関係機関」という。）等との連携による総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、栃木県再犯防止推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の推進に関すること。
- (2) 再犯防止施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 自立更生者の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連携会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。ただし、必要に応じて見直すことができる。

- 2 連携会議に座長及び副座長を置き、座長は、栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課長、副座長は宇都宮保護観察所長をもって充てる。
- 3 座長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 必要に応じて、連携会議の下に特定事項を検討するため分科会を置くことができる。

(会議)

第4条 連携会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、連携会議の構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課及び宇都宮保護観察所が行う。

(秘密保持義務)

第6条 連携会議の事務に従事する者又は連携会議の事務に従事した者は、正当な理由なく、連携会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元（2019）年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年6月12日から施行する。

別表（第3条関係）

連携会議構成機関

	区 分	機 関 等 の 名 称	
1	刑事施設	国	栃木刑務所
2		国	喜連川社会復帰促進センター
3	更生保護	民	栃木県保護司会連合会
4	警察・司法	国	宇都宮地方検察庁
5		県	栃木県警察本部生活安全部 人身安全少年課
6	就労支援	国	栃木労働局
7		民	栃木県就労支援事業者機構
8		県	栃木県産業労働観光部 労働政策課
9	住居支援	民	栃木明徳会
10		民	尚徳有隣会
11		民	栃木DARC（自立準備ホーム）
12		県	栃木県県土整備部 住宅課
13	保健医療 福祉支援	民	栃木県障害施設・事業協会（栃木県地域生活定着支援センター）
14		県	栃木県保健福祉部 保健福祉課
15		県	栃木県保健福祉部 障害福祉課
16		県	栃木県保健福祉部 医薬・生活衛生課
17	非行防止 修学支援	国	喜連川少年院
18		国	宇都宮少年鑑別所（うつのみや法務少年支援センター）
19		県	栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課
20		県	栃木県教育委員会事務局 高校教育課
21	更生意欲支援	民	被害者支援センターとちぎ（犯罪被害者等早期援助団体）
22	25の市町	各担当課	
23	庶 務	栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課	
24		栃木県宇都宮保護観察所	

■ 用語説明

【か行】

▼矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称。

▼協力雇用主

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

▼刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。

▼更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人からの申出に基づき、保護観察所において、緊急的に必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

▼更生保護

罪を犯した人や非行少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生を助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

▼更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が地域で更生保護活動を行うための拠点。多くは保護司会が市町や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐している。保護司の処遇活動に対する支援や地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携を行う。

▼更生保護施設

住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活指導等を行う施設。

▼更生保護女性会（更生保護女性連盟）

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

▼更生保護法人

法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間の団体。（県内には、栃木県保護観察協会、栃木明徳会及び尚徳有隣会がある。）

【さ行】

▼再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

▼再入者率

新受刑者数に占める再入者数の割合。

▼再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

▼再犯者率

刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

▼社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

▼住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子どもを養育する者、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする者のこと。

▼自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所。施設の形態は様々で、集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もある。ホーム職員による生活指導等が行われる。

▼新受刑者

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等のこと。

【た行】

▼地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。栃木県では「(特非) 栃木県障害施設・事業協会」が受託している。

▼栃木県就労支援事業者機構

平成 21(2009)年 1 月に設立され、刑務所出所者等を雇用する事業者に対しての支援や無職保護観察少年への就労支援を行うことにより、経済界を中心に社会全体として治安改善に協力する組織。

▼栃木県暴力追放県民センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、栃木県公安委員会から指定された市民の暴力団排除活動を支援する組織。

【は行】

▼B B S 会

B B S とは、Big Brothers and Sisters の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

▼非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

▼保護観察

犯罪をした人又は非行少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者がその対象となる。

▼保護司

犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。